

第九回 参議院大蔵委員会會議録第十二号

昭和二十五年十二月九日(土曜日)午前
十時四十一分開会

本日の會議に付した事件

○外為替特別会計の資本の増加に充
てるための一般會計から繰入金に關
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保險特別法案(内閣提
出、衆議院送付)

○日本輸出銀行法案(内閣提出、衆議
院送付)

○所得稅法臨時特例法案(内閣提出、
衆議院送付)

○物品稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○議員派遣要求の件

○國家公務員のための施設宿舍に關す
る法律の一部を改正する法律案(衆
議院提出)

○委員長(小串清一君) それではこれ
より大蔵委員會第十二回を開会いたし
ます。

○外為替特別会計の資本の増加に充
てるための一般會計から繰入金に
關する法律案、中小企業信用保險特別
會計法案、日本輸出銀行法案、この三
案について御質疑を願います。

○愛知縣一君 中小企業信用保險特別
會計法案について一点だけ伺いたい
と思ひますが、従来地方公共団体の出資
等によりまして信用保証協會が各地に
設立せられておるわけでありますが、

それと今回の制度の關係はどういうこ
とになつておりますか。

○説明員(記内角一君) 従来各府県
に、府県及び金融機關、或いは中小企
業庁の出資を以ちまして信用保証協會
というものがございまして、これは主
として二カ月乃至三カ月の短期の資金
を、而も少額のものを中心に通融され
ております。今度の法律では、六カ月
以上の長期資金ということになつてお
りますので、その間におのずから仕事
の分野が分れて来ることになつており
ます。従ひまして商法上の關係はない
かと考えております。

○愛知縣一君 それでは従来信用保
証協會の保証に對して、本案とは別個
に、例えば國家が再保証をするという
ようなことについては何らかの將來の
問題としてお考えでございまいしやう
か。

○説明員(記内角一君) この点につき
ましては、信用保証協會は現在では民
法上の財団法人ということで動いてお
るわけでありまして、關係方面との間
にこれが事業者団体法に抵触するかし
ないかというようなことはまだ最終的
な解決にまで至つておりませんので、
その解決を見ないと、これに對して再
保証というやうなことは相當困難があ
ると思ひますが、一応本案を実施し
たしまして、それからその問題の解決
に當りたい、こういうふうにお考えで
おる次第であります。

○愛知縣一君 いま一つ伺ひたいので
ありますが、昨日小笠原長官の御説明
の中にこの信用保險基金の保險料の問
題に關連して、大休年二分二厘五毛く
らしいの率になる、これは金融機關の貸
出の金利に転換することになるのだ
が、一部は金融機關にもこれを負担さ
せるつもりである、こういうふうな趣
旨の御説明があつたやうに伺つたので
ありますが、金融機關にどういふふう
にしてこれを一部負担せるといふこと
になりましか、その点を伺ひたいと
思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) この制度の
保險料は、大休年三分を予想しておる
のであります。これは現在行われてお
ります信用保証協會の保証料とも概
合し、又一應の保險計算によりまして
そういう率が出て参るものであります。
実はこれを全部借入者に転換いたしま
すと、借入金の金利負担も相當高いも
のになります。かたがた關係方面の意
向をいたしまして、これは原則とし
て金融機關が負担すべきである、但し
若干借入れる者に転換することは止む
を得ないであろうということになつ
ておりますので、その点は更に關係
方面と打合せを要する点かと考えま
す。

○九鬼敏十郎君 そうすると各府県な
んかでやつておる信用保証協會です
が、ああいうものは、損失の率とい
うものは大体どのくらいになつてお
るのか。調べられたものでもありま
すか。

○政府委員(舟山正吉君) 先ほどの愛
知委員の御質問に申し落しましたか、

それでありまして、結局保險につけま
したものの貸付利率は、或いは臨時金
利調達法の特例を講ねなければなら
んかというふうなことを研究中であり
ます。

それから信用保証協會の業績の現況
であります。現在の保証額は七十二
億ぐらいになつております。このうち
債務償還が延滞いたしました肩替り
になりましたものは、たしか百分の二
三の程度の率であつたかと記憶いた
します。

○九鬼敏十郎君 大体二割から三割五
分というのを言つておるのですが、
實際洗つて見たら相當大きな、何とい
うか、回收不能額が出て来るのじやな
いか、中途ではこれははつきり計算し
ないのだから、一応の計算のついでに
るものだけで二割二分程度になつて
るらしいのですが、そういう率から見
て相當大きな實際の面としては損失
が、洗つて見たら、結果はそういうふ
うになるのではないかと感じが非
常に強めておるのです。そういうこと
を考慮してこの法案なんか相當損
失が出るというやうなことを予想され
て置いたほうがよいと思ひますが、そ
れについてどういふお考えでしやう
か。

○政府委員(舟山正吉君) 中小企業は
外部の經濟情勢の変化に非常に脆弱性
を持つておるために、景氣変動により
まして中小企業に對する貸付は或いは
活きもし或いは倒れもするといふ事情
にあるわけでありまして、今日までのと

ころ、損失率というものはそう大きな
金額には上つておらない。別途私ども
が所管いたしております國民金融公庫
につきましても、損失率というものは
一%以下という極く問題にならん率で
あります。これは今後の景氣の推移と
脱み合はせて行つて行く問題であらう
と思ひますが、私は損失率については
そう大きな心配は持つておらない次第
でございまして、尤もこれについては、
この信用保証の運用、更に今回始まり
ます中小企業信用保險の運用の問題に
ついては、非常に大事であるが、私は
前途に對してはそう心配はいたして
おらないのであります。

○愛知縣一君 ちよつともう一つ小
なことですが、伺ひたいのは、この
業務の委託を商工中金にさせるわけ
であります。實際の仕事の分担は、
この法律案によりまして、中小企業
設置法が改正されるということであり
ますが、中小企業庁と商工中金との関
係がどういふふうな、機構的になり
ますか、その点をちよつとお伺ひし
ます。

○説明員(記内角一君) 中小企業
におきましては、本来この制度は自動
的に運用されるというのを建前にしま
して、あと事故が発生した場合に保險
金の支拂をする、この点において中小
企業庁が相當タッチして参るというこ
とになるわけですが、それも実務的に
商工中金が扱ひまして、あと特別會計
の運用という面で計算をこちらでとり
行ふということになるかと存じており

第六部 大蔵委員會會議録第十二号

昭和二十五年十二月九日【参議院】

ます。

○黒田英雄君 私がお尋ねしようと思つたことが、大体両委員からお尋ねがあつたのですが、保険料の百分の三以下といふことの定め方ですが、銀行局長の御答弁では、リスクも大してないやうであるといふやうなお話ですが、大体これを定めるのは危険を考へて、それをカバーするといふやうな見地から料率を定めるのでありますか、或いは中小企業の負担のほうを考へて、中小企業を見通してやろうといふことか、またはそれは危険が多けれども特別余り高い保険料を取るといふことではいかんからして、成るべく安いので、損失があつたならば一般会計から負担しようといふやうな肚でおきめになるのですか、その点を一つお伺いします。

○説明員(記内角一君) 保険料の定め方につきましては、この特別会計は独立採算制といふことを建前にいたしておきますので、損失はこの保険料でカバーするといふ考へ方をとつておるわけです。ただ現実の問題として、では、保険料の支拂は、或る程度、例えば一割程度に上ることも予想せられるのであります。従ひましてその一割をカバーする意味において、基金が今年度五億圓、来年度十億圓合計十五億圓でスタートするといふことになつております。ただ一応保険金を支拂ひましても、そのあとで例えば期間の延長だとか、或いは担保がありまする場合に担保の処分といふやうなことによりまして、相当回収できるのじやないか、従ひまして途中におきましては赤字になるように見えまされども、最終的には大体仕様が合つて参ります。

す。従つて基金だけが残るという計算の下に、大体三割といふことを見通して予定しておる次第でございます。

○森下政一君 御説明があつたかと思ひますが、この五億を基金として出発をしましてですね、大体それでどれぐらゐの貸出がこの保険によつて行われるといふことを予想しておられるのですか。

○説明員(記内角一君) 大体本法の附則のほうにございますように、本年度においては三十六億圓、来年度においては百四十四億圓、大体月額十二億といふ計算をいたしております。

○岡崎眞一君 ちよつと伺ひますが、今の保険料の問題ですが、これは金融機関が、どういふ形において、負担するといふのは転嫁するといふ意味ですか。

○説明員(記内角一君) 保険料は保険金に對しまして年三割といふことになつております。保険金は保険額即ち貸付元本に對しては七五割になつております。従ひまして三割といふのは、貸付元本の七五割の更に三割といふことになりまして、貸付元本から計算いたしますと、保険料年三割といふのは、利率は二分二厘五毛といふことになるわけでありまして、これは一応本法の建前におきましては、保険契約でありますので、被保険者である銀行が、金融機関が負担するといふことになりまして、これを全部金融機関が負担するといふことは面白くありませんので、別途金利調整法の適用によりまして、普通の金利が、例えば年七分五厘といふことになつておりますれば、それに追加しまして一分或いは一分五厘、或いは一分二厘五毛といふやうな

この保険にかかるとは債権だけは、貸付金だけは金利をそれだけ余計高く認めて行こう。それによりまして金融機関としては、二分二厘五毛の中の若干部分を債権者に転嫁するといふことは差支えないように考へております。

○岡崎眞一君 それから担保の問題の分析をしたのですけれども、純保険料とその他の事業経費ですが、それを分析して見てネット・ロスをするのくらいに見ておりますか。ネットの保険料をどのくらいに見ておりますか。

○説明員(記内角一君) 大体この三割といふのがロスをカバーする事務費といたしましては、保険基金を預金部等に運用いたしますので、預け入れをいたします。その利子がかかつて参ります。これを用ひまして事務費にいたすといふことにならうかと思ひます。

○岡崎眞一君 これは純保険料といふ意味ですか。

○説明員(記内角一君) そうでございます。

○森下政一君 これはどなたからか御質問があつたかと思ひますが、實際上の扱ひを聞きたいのですが、大体三十大億といふのが、保険によつて貸出しが行われるだらうといふことを予想しておられるが、そうすると昨日の御説明は、たしか一般市中銀行に一定の枠の範囲内で各銀行が直接調査をして、そうして借入申込者と折衝に當る、かういふふうに関きましたが、若しそうだとすると、その枠といふのは、どうもこれが充足したらすぐにどれにどれだけといふことをなさると思ひますが、何かそういうことについての案を持つておられるわけですか。

○説明員(記内角一君) この問題につきましては、目下大蔵省とも協議することにもなつておまして、今検討を加えております。

○森下政一君 そうすると例えば一般の市中銀行で、甲銀行、乙銀行といふものに枠を與えるが、そうするとその市中銀行は例えば東京に本店がある。その本店が一括して枠をもらつて、地方の支店に今度その枠を又分散して配付するといふやうなことがあるのではなかつたかと思ひますが、それは銀行独自の見解でやるといふことになりませんか。

○説明員(記内角一君) 建前は独自の見解でやる建前になつておりますが、できるだけ各府県或いは地方のプロツク別あたりの融通を見まして分けて頂くようにしたいといふふうに考へております。

○森下政一君 その点については、中央のほうから各銀行に何らかの指示をするとか、或いは相談、協議を求めるといふやうなことはない、銀行だけの考へ方でやるわけなのですか。

○説明員(記内角一君) これはなお金融機関とも十分お打合せしたいと思つておるところであります。今のところは、内面的に打合せをして、相談の上で大体どの地方にどのくらいといふふうにしたいと思つております。例えて申上げますと、年間百四十億といふことになりまして、これを金融機関即ち銀行の数は約七十、その他の金庫、金融機関を合せて百といひますと、一銀行当り一億五千万円といふことになるわけでありまして、そういういたしますと例えば東京にありまする大銀行といふやうなものが、数百の支店を持つておりますので、それをすべての支店へ配分するといふやうなことになるまいかと、なか／＼銀行として割りにくいといふこともあらうかと思ひます。そういう際に、今地方別或いは府県別といふやうなところも大体の目安をこしらえて預いて動いて行くよりほかにないのではないかと、かういふふうに考へております。この辺は各銀行のそれ／＼の事情に應じまして、又相談をして参りたいと考へておるわけでありまして。

○木村義八郎君 保険基金の場合ですね、これまで銀行が貸付けておりました中小企業に對するお金ですね、これを今度の保険基金のほうに振替えるといふことは可能なんですか。

○説明員(記内角一君) 旧債の借り替は認めない建前でありまして。

○木村義八郎君 そうしますと、この法律が施行された後における貸付において適用する、かういふことなんですね、そうですね。

○説明員(記内角一君) その通りでございます。

○木村義八郎君 もう一つ伺ひたいのですが、この上のほうですね、上のほうには先ほどお伺ひしましたが、資本金五百萬圓ですか、従業員二百人ですね。下のほうは……

○説明員(記内角一君) 下のほうは制限ございませぬ。

○木村義八郎君 これまで私はまあ余りそのほうは専門にやつておりませんからよくわからないのですが、中小企業金融の問題で一番問題になつておるのは、零細企業の方の金融が非常に問題になつておる。この保険基金の中

小企業の目金融的は、主として合理化資金、設備資金、こういうふうなことの目的であるとする、この零細企業のほうに對する、中小企業に對する金融措置としては、ほかに何か別途お考えですか、或いは又この保險基金でどういうふうは救済されるとお考えですか。

○説明員(記内角一君) この法律を適用いたしますのは、やはり金融機關が貸付をするというのを前提にいたしておきます。従いまして信用組合あたりがこれの適用を受けるということになると、相当零細なものも貸付が得られることと考へますが、併し元來零細な業者のその借入れる資金というものは、非常に金高が少うございしますので、これによつて一般の銀行あたりはこの制度を受けても個々の零細企業に金を貸すということは相当むずかしい問題だらうと思ひます。そういう方面に對しましては、例えば國民更生金庫は今度増資をいたしますので、これを適用して參る、或いは組合を作らせまして、協同組合に對する融資という形で商工中金あたりを利用するというところで、零細企業の面はカバーして参りたいというふうは考へておるわけでありまう。

○木村義八郎君 建前はそれでわかつたのですが、実は今度政府は中小企業に對しての金融的措置をたくさん項目的に、今の保險基金のほう、それから國民金融公庫の増資も、そうして又見返資金の増大というふうな項目はたくさん並んでおるのです、それが本當に突を結ぶかどうかは、それに対する重点の置き方だと思ひますが、今私は零細企業の金融と

いうものは非常に重要だと思ひますが、そういう方面の重点の置き方、ウエイトの置き方が少いのじやないか、公庫なんかもつと大きくしたいと思ひます。ああいう形は大蔵大臣も、昨日ですか相當成績を収めておると言つておるが、今後ウエイトの置き方を通産省側としては、どういうふうに零細企業のほうの金融の措置についてお考えを持つておるか。

○説明員(記内角一君) 我々は勿論中小企業と失業者ということでは零細企業の面においても十分考へられなければならぬというふうな存じておられます。ただこの辺あたりの面になつて参りますと、いわゆる産業政策という面になりますか、或いは人口問題、就労問題と申しますか、この辺の社会政策的な見地も多分に織込まれなければならぬという点があるわけございします。この辺を考へまして、産業政策面を或いは社会政策面との融合点でありますか、こういう見地から……

○木村義八郎君 御説明はそれで結構ですが、実は政府の全体政策として矛盾しているのは、政府は自由経済政策、自由競争主義をやつて、それで社会政策というのをおかしいと思ひます。すけれども、その点はあなたに御質問してもしょうがないが、もう一度先ほどのを繰返すようですが、新規の貸出を適用すると言われますが、實際問題として、これをやつても銀行の中小企業に對する枠が拡大しないといふあれはないでしょうか。まあそれで銀行を信用しないのは変でしようが、ごまかして振替える。そうしますと、実はこれをやつたけれども、本當に枠が拡大しない、大して拡大しないで、

今までの振替みたいな形が出て来る可能性があるのじやないか、これは若し私が銀行家なら努めてそういうふうにししたほうが有利なんですから、そうすると思ひます。ですから、それからどうするかお考えになつたことがあるのですか。それとも期目的に、この法を施行後に改正したものを適用するかということ、この設備資金の枠が、貸出の枠がその通り拡大すると、そういうふうに見て差支えないか、實際問題として……

○説明員(記内角一君) 中小企業に限りますが、従来の金融機關の貸出を見ますと、殆んど短期の資金が中心でありまして、今度の資金は長期資金を重点に狙つておられますので、我々としては、短期の貸付を十分抑えて参ることもできるかと思ひます。万が一旧債の借り替へということになりますれば、これは損害が起きたときに、つまり貸付金が回収不能に陥つて、保險金の支拂の請求を受けたときに十分調査を進めて参るつもりで私はおります。又一面からいいますと、今までは短期の貸付で回収しておつたが、今度はこれを長期に振替えられるということも一應考へられるわけでありまう。そういう面においては、それだけでも非常な効果があり得るのじやないかというふうな考へるのであります。

○木村義八郎君 そうしますと、そういう弊害がないと解釈してよいのかも知れないが、今短期々々と言われまして、たけれども、日本金融のやり方ですね、これはドッジさんも指摘されたと思ひますが、短期資金を長期に利用したり、資金の質の問題ですが、非常に

借替々で、短期資金でありながら長期に使つてゐる。そこが非常に變態的なわけですね。ですからあなたが今おつしやつたように、これはいいわけの金融入門なんか書いてあるように、銀行といふものは、普通銀行は短期資金を、預金を扱つて……實際はそうではないのですから、私の御質問したのは、そういう弊害はないかということがはつきりすればいいんです。なぜ御質問するかという、この基金を設けることによつて、事實上これより拡大するかどうか、資金の範囲内において實際は拡大するように見えて、今までの肩替りかやつたんでは利益がない。又拡大しても少ししか拡大しない。これがないうことがはつきりすればいいわけなんです。銀行局長はどうお考えでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) 中小企業の問題は、金融機關と業者との自由取引の手段を前提にいたしますと、普通の手段ではなか／＼できにくい面もあるでございします。まあこういう保險制度も作る必要があると存じます。さればといひまして、この保險制度ができたからといひて、全部中小企業の問題がこれで片付くというものではありません。要するに方法としてはいろいろあるものがある。それで銀行により或いは借入希望者により、その好むところを選択するといふことで、だん／＼と中小企業の金融の疏通が考えられる。この基本的な考えの下に、見返資金から中小金融もいたしますし、又ここ

で保險制度もできまして、従来の信用保証協会の制度も存続し、育成するつもりでございします。更に又その対象になります零細企業に對しまする面

については、國民金融公庫の増資或いは預金部資金の投入といふことで活動を育成して参りたいと思ひておるわけでありまう。これまでこういう制度がないために、例えば大銀行の中小金融専門店舗におきまして、なか／＼貸し難るといつたような場合もちよつとこれぞ安心感が出て参りますれば、金融機關も相當資金を出すといふ場合もございします。併しそれでもどうも出さんというふうなものにつきましては、國民金融公庫のほうに廻すといふやうなことも考へられるわけでありまう。いろ／＼な制度がないために、例えば中小企業と申しながら、相當の企業でありながら國民金融公庫に頼つて來るといつたやうなものもあつたわけでありまう。それが好むところによつて利用し得るものを利用するといふことになりまう。中小金融の全体の枠といふものもここで非常に殖えて行くといふふうな考へておられます。

○木村義八郎君 そがどうもはつきりしないのです。この運用の仕方は、この三十六億ですね、最初それを大体割當てる、適當にいろ／＼調べて割當てて、商工中金との手続を簡便にするために、銀行の貸したのを通告すればよいわけですね、非常に簡素化するわけですね、それは非常に必要と思ひます。その簡素化する結果として、銀行としてどうするでしようか、検査するか、検査しないか、今までの振替、こういうことが行われる。今銀行局長は枠を拡げると言われますけれども、枠が拡げられるのではなくて、三十六億出ましたけれども、今までの貸付けておるのを保險に振替えるといふことになつたんでは、積極的にこの効果がでない。その

第六部 大蔵委員会會議録第十二号 昭和二十五年十二月九日【參議院】

三

点なんです、その点はどういうふうにしてこれを監督し、あれするのですか、そういう点ですがね。

○政府委員(舟山正吉君) この法律では、この制度施行に伴う実績に対する検査の権限は特に謳っておりません。これは大蔵省の金融政策の一環といたしまして、大蔵省の金融機関に対する検査権の発動によつて濫用を防止して行くという趣旨をとおしております。それでありますから、例えばこの法律に規定してあることに違反する事項でもありますれば、そちらの面を取締る、あとはこういう制度がありますれば、金融機関は従来貸さなかつた中小金融もこれをするようになるという期待は十分に持てるかと考えております。

○木村義八郎君 その御説明だけではどうしてもわからん。そういう実害が絶対にない、こういうふうにお考えかどうか、結論として……。

○政府委員(舟山正吉君) そういう弊害は検査によつて十分取締る、そうして次の期における……、御承知の通りこの保険契約は、包括的に半期々々にして行くわけでありまして、どうもこれを十分に活用しておらんという金融機関に対しては、次の契約期においてこれを除外する等の措置は十分講じ得られると思ひます。

○森下政一君 今の木村さんのお尋ねになつたことは、私も憂慮するのですが、例えば百万とか二百万とかいうような金を借りたい、それが現在府県とか大都市などは信用保証協会といううなところの中し込んで、実情がどうなつておるかという、信用保証協会は銀行の貸出なら何時でも保証して上げましよう、銀行へ行つて見ると、

信用保証協会が保証すればお貸ししましやうと言ふ、両方が巧みに肩すかしを食わせて一向借りられないところとを、大阪あたりではよく聞くとこの実情なんです。

もう一つは、金額の面で抑えられて、市あたりがやつております保証協会は、大体最高が三十万円になつておりますが、そうすると百万とか二百万とかいう金を借りようとする人にはちよつと厄介で、対象になつていない、そうして銀行に行きますと、保証協会が保証すればと言ひ、保証協会に行く、と銀行が貸すならと言ひ、いつまでも双方がなすり合つて借りられない。同時に又例えば三和銀行なら三和銀行の支店に行つて見ると、私のほうには枠がないのでお貸ししたいけれども貸すことができないということで、折角そういう制度があつてもどうにもならない。政府のこれらのいふ、な中

○政府委員(舟山正吉君) 中小企業救済に対する金融施策にかかわらず、今日なお金融の恩恵に浴してないという点があるのですが、今度政府が乗り出して折角こういうものができるといふから、結果においてこれまでに恩恵に浴してないものが新たに恩恵に浴する、言い換えれば三十六億といふものの枠が拡大されて、新しいものがこれで消化されて行くのが一番望ましいと思ひますのでありますが、今

木村さんが心配されるように、この三十六億が外に殖えて行くのではなく、銀行の内部で巧みに操作して危ないものはこれに切換えてしまふということではなく、折角五億の資金をおいて中小企業の救済を考えておられるのに、その目的を達成しないということになるのではないかと、私はこういうことを心

配するのですが、その点に対するお見通しはどうでございますか。

○政府委員(舟山正吉君) 信用保証協会が、銀行が貸すならば保証しようといふたような甚だ消極的な態度であるといふことにつきましては、全部が全部そうであるといふことは考へておりませんが、そういうようなことは信用保証協会が自主性を持つようによつて指導して参る、言い換えれば保証制度ができたも、信用保証制度はこれは延ばして行きたいと考へております。

それから今度の保証制度によりましては、これがそれだけ枠の増加になる、つまりこれまで保証制度がないために貸し難つておつたものも、この制度を利用して貸出するようになり、言い換えれば枠全体が中小金融の疏通になります。すうに指導したいと考へております。

○杉山昌作君 この保険料は結局金利に入つて借りた人の負担になる、こういうことになるのと金利が高くなるのですが、その場合、借りる人が自分の借りるものは保険の中に入るのか入らないのかといふことは分らない。そうすると保険で入るものも、入れなくてもいいようなものを、銀行のほうでは、お前のほうの保険に入れるのだからというところで、一般中小金融に対する金利を吊上げる、余分な金利を取るといふような傾向になる虞はないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 保険料の分は、関係方向の意向では、その大部分を金融機関が負担しようということになつております。併し一部は借入者に転嫁すること止むを得なかつたという気持でおりますので、その度合につき

ましては、今後至急に折衝をしなければなりません。併し借入者の側におきましては、保険に入ると、金融機関にこの保険に入ります場合に限つて、従来の普通の場合よりも幾らか高率の利息を拂うといふことにはいたしますので、その点ははつきりいたしてあります。

○杉山昌作君 そうすると、ちよつとその借入れるほうの人は、お前に貸した金は、これは保険に入るのだということをして、金融機関のほうでははつきりさせるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) そうです。○木村義八郎君 ちよつと金利の問題でしたので、ついでにお伺ひして置きたいのですが、今金利の問題で預金の利上げ、貸出利息の引下げ問題が起つてゐるのですが、オーバー・ローンで銀行の経営が余り健全化されてないの困つてゐる。そういう傾向は好ましいくないのですが、一方オーバー・ローンによつて非常に銀行が儲けてゐる実情ですね。オーバー・ローンによつて銀行があのようになくさん儲けることについては、相当問題があると思ひます。今後オーバー・ローンはどうして直して行くか、金融債の引受ですが、これを普通銀行でだん／＼できるようにすれば、そういうふうにして直すのかも知れませんが、余りに銀行が儲け過ぎてゐるという感じがするのです、決算を頂きましたけれども……。

○政府委員(舟山正吉君) 新聞記者に語つたところによると、銀行の利益の半分くらいはオーバー・ローンによる利益だと言つておつたのですが、これは預金の利上げに反対したからそういうふうにおつしやつたのかと思ひます。

が、そういう実情でありますから、やはり適正な利潤を與えるということには普通の常識でしょうが、余りにそのためにオーバー・ローンによつて過大に儲けてゐるということは非常に不自然で、従つてその前に先ず金利についてはもつと銀行に対して貸出金利を安くするように指導するといふことが非常に重要ではないかと思ひます。又高率適用でも、あの利鞘をまだ縮める必要があると思ひますが、濡れ手に粟です。か、預金者は努力しなくても集まるのですから、その点今後の金利政策としてどういふふうにお考えになつておるか、伺ひたい。

○政府委員(舟山正吉君) 日本銀行からの安い金の借入によりまして、非常な利益を受けるということは、これは適當でない。これは直して行かなければならぬことだと思ひます。そこで一面銀行が従来の貸付に對して、景氣の変動に備へて適當な償却をやつてゐるということも別途必要でありまして、余りに利潤が大き過ぎるといふことは適當でない。高率適用も改正いたしました、又今度預金利率も若干引上げることにもいたしました。この幅を締めて行きたい、かように考へております。

○木村義八郎君 利上げは今度は本當に実現するのですか。今までたび／＼言われてなか／＼実現しなかつたようですが、いつ頃から実現するのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 来週月曜日に、臨時金利調整法に基づき審議を開きまして、そこで大体予定通りの利上げをいたします。

○木村義八郎君 この貸出利息の引下

げの問題についてはどうですか。

○政府委員(舟山正吉君) 貸出利率の引下げは、今年初頭から数回に亘つてやつて参つたのでありますが、現状におきましては何と申しまして、この資金の需要が多いので、これ以上臨時金利調整法という法的改正によりまして最高限度を引下げて見ても、いろいろと矛盾が出て来る面が多くなつて来る。例えば一律に最大限度引下げても、中小企業の方に金を流すことはいよいよ嫌うというような傾向が出て参ります。それから又一面嚴重に取締つてはありますが、利積みその他の方法によりまして合法的に、開金利というようなものも出て参りますので、一概に法的改正だけでこれを押して行くこともよし悪しというふうに考へておられます。そこで今後金利につきましては根本的に考へ直す必要があることは確かに御説の通りであります。今後預金部資金等も大量に金融界に還流せられて参りますと、それだけ日本銀行の貸出も引上げなければならぬというふうになるものと思ふのであります。そうしますと日本銀行の貸出政策につきましては再検討を要する時期に至つてゐるのではないかと。金利全体の政策といたしましては、まあ水準は国際水準にできるだけ早く鞏固せしめて下げて行くことの必要なことは申すまでもございせんが、それと同時に預金利率と貸出利率がそれらの政策のために乖離してしまひまして、そこに理論的な統一がないという面もございします。金利全体につきまして、全般的に一つ検討して参りたいと思つておられます。

○森下政一君 最後にもう一つ伺いた

いのですが、この貸付金は、中小企業者の行ふ事業の振興に必要なものであつて、その貸付期間が六月以上のものに限り、これは昨日のたしが御説明では大體設備資金というふうなものを以て、比較的長期な金融をお願ひしておるといふことであつたのですが、運転資金というものは全然考慮の外に置いてしまふのですか。

○説明員(記内角一君) 我々としては設備資金ばかりにやなくして、運転資金のほうも、いわゆる事業資金という面において、これをカバーして行きたいと考へております。

○委員(小串清一君) 別段御発言もないようですから質疑は打切つたものと認めて、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。御意見のおありの方はそれ／＼賛否を明らかにして御発言を願ひます。

○木村禮八郎君 私は本案に賛成いたしますが、只今の質疑によつてはつきりしないところがまだあるのであります。その点はこれが本場に中小企業者の設備資金の拡大になるかどうかについて、相当政府においてゐる／＼監督指導をやらせんと、單なる銀行救済に終つてしまふ可能性がどうもあるように思ふのです。その点は政府において十分今後いろいろな点から検討されて、本場に融資の枠が拡大する、實質的に拡大するといふ形において運用されることを希望しまして、賛成いたします。

○森下政一君 私木村委員と先ず同趣旨のことを申し上げて置きたいと思ふ

のですが、願くばこの中小企業信用保険制度というものが布かれたことによつて、お蔭で金を借ることができました。借りられるようになりましたので、これまで願ひなかつた者が、これまで或いは銀行にお百度を踏んで行つて見ても、或いは信用組合に行つて見ても、その恩恵に浴することができなかった者が、これによつて救済されるというふうな感謝の聲が巷に満ちる結果が生れるように、必ず監督して成果を挙げるようにして頂きたいといふことを強く希望いたしまして、本案に賛成いたします。

○委員(小串清一君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。衆議院送付の中小企業信用保険特別会計法案に御賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案の通り可決決定をいたしました。

なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

大矢半次郎 山崎 恒
木内 四郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
九鬼紋十郎 森下 政一
野溝 勝 小宮山常吉
小林 政夫 杉山 昌作
油井賢太郎 森 八三一
木村禮八郎

○愛知揆一君 議事進行について。只今のところ、会期切迫の折柄でもございしますが、あと本委員会に付託されておりますものが、所得税と物品税、税に關して二件、それから特別職の職員の給與、外國為替特別会計への繰入金、それから輸出銀行法案とあと五件残つておるわけでありまして、順次比較的問題の少ないものから採決をされるようにお取計らい願ひたいと思ひます。

○委員(小串清一君) それではお諮りいたしますが、所得税法臨時特例法案を議題とすることに關して、更に皆さんがたの御所見を伺ひます。

別段御意見がなければこれを問題に供します。

御異議ないと認めて、それでは所得税法臨時特例法案を議題として御審議を願ふことにいたします。

○木村禮八郎君 昨日ちよつと伺つたのですが、来年度どうしようかと、地方税も引くるめて、これは平田さんの管轄ではないでしようけれども、税制改革については問題にならない。ここでの税法を我々が認めると、来年一ぱいこれで縛られる、こういうふうに考へていいのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 今お話のような点がございしますので、今回提案

いたしました法律案は、特に所得税につきましては、一月から三月までの臨時措置にいたしておるのでございします。本予算案と同時に所得税法の本格的改正案を衆議院に提案いたしますので、その際にそういう問題については十分御審議の機会があるかと存じております。

○木村禮八郎君 我々予算を審議する場合、十五ヵ月予算と言われたのですが、今度の補正は、その一環として審議してゐるのですが、そうしますと衆議院に税制改革がありまして、十五ヵ月予算に相当変化が来ると思ふのですが、その点どうなのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) この本年度、つまり来年度三月までに關する限りにつきましては変化はございません。

○木村禮八郎君 それは先ほどの答弁とはおかしいと思ふのです。来年一三月において臨時措置としてやつて行く、いや、三月ですか。私誤解しました。

そうしますと、実は今度の補正予算も、我々野党派でいろいろ懇談して折衝した場合に、十五ヵ月予算というのに拘束されるわけですね、我々初めて成るほど十五ヵ月予算というものは重要だといふことを身を以て体験したわけですから。例えば予備金を使ひようといふと、これは来年度で使はせよう、これは来年度に於けるので使はせない、そこで成るほどこの十五ヵ月予算は重要で、その一環としての補正予算といふものも、この前提となるものが非常に重要である、これを承認してしまつと、明年度の予算において我々動きがつかないといふことを心配し出したのです。そこ

で大体の輪郭でいいのですから、明年度出される税制改革の輪郭でもここで伺ひたいのであります、出されるというのですから……。

○政府委員(平田敏一郎君) 只今の問題につきましては、先般大臣が当委員会に見えましてお答えになつておるのでございますが、所得税につきましては、大体におきまして今度提案してまいりますようなものを平年度化するような態勢といたしたい。それから間接税につきましては、大体におきまして今同のものをもつて延長する、ただ砂糖につきましては、輸入税の免除を廃止する、物品税につきましては、一部追加するものがある、こういうような見通しは持つてゐる次第であります。この点につきましては、先般大臣が当委員会でお話になりましたので御了承願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 僕はそのときおりませんでしたので失礼いたしました。そうしますと実質的には、改正を考へてゐると言われましたから、私は注目したのですけれども、今のお話ですと、砂糖ですか、砂糖だけでございませう、そうすると所得税改革について、税制については只今のものを今度来年に延長する、そういうお話だつたのです。

○政府委員(平田敏一郎君) これは勿論来年度の予算算がきまりませんと、本格的決定はいたし難いのでございませうが、政府としましては、大体そのような考へで進んでおるといふことを申し上げまして、御参考をいたしておるわけでありませう。

○木村義八郎君 どうも私は……それでわかる。それでなければいけません。

五カ月予算というのがきまるはずがないのです。来年三月以後において、所得税も相当改正になるとすれば、十五カ月予算というものの輪郭が出て来るはずがないと思ふのであります。そうしますと我々これをきめる場合の態度は、相当考へなければならぬので、そのために参考を聞いたわけですから。

○油井賢太郎君 一点だけ伺つて置きたいのですが、税の徴収に當つて、源泉徴収や何かで間違つて多く納めた場合、そういう場合の返還というものは、手続が煩瑣で、返るまでの期間が長いのです。金額は極く僅かにしろ源泉徴収に対して出すにやめる勤労階級にとつては、それが非常に精神的に大きな影響を及ぼすのですが、そういうときに簡単な手続と早く返してやるといふ、現金で返してやるといふ方策を政府におとりになつたらどうかと思ふのですが、それについてお考えありませんか。

○政府委員(平田敏一郎君) 源泉所得税の徴収過納分につきましては、その次の源泉所得税から控除するという比較的簡易な方法を考へまして、調整もできるだけ圓ることになつておりました。ただお話を聞かされた支拂い先き職した、或いはもはや同じ支拂い先きでない所に勤務するようになった、こういう場合のお話かと思ひますが、そういう場合におきましては趣旨を体し置かしてできるだけ早くお話をうなづかせるようにいたしたいと思ひます。法律上は当然請求によりまして還付することになつております。

○油井賢太郎君 その法律上はちゃんと手続ができるようになってゐるので

すが、やつて見ると大変なんです。これを税務署の権限くらいで以て極めて簡略に、もうどうせ拂う金でしたら短期間に簡単な方法でやれるというふうな方策をとつて頂きたい。特に要望して置きます。

○委員(小串清一君) 別に御発言もないようでありますから、質疑は盡きたものと認め、討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めて、討論に入ります。御意見のあるかたはそれへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○木村義八郎君 私は本案に反対いたします。

反対の第一の理由は、只今主税局長からも伺つたんですが、大抵二十六年度予算においても、一応補正において臨時措置として規定してあります。税制が延長されるのです。こういうこととて、物品税においては、僅かに砂糖消費税に變更があるだけである、こういうお話でありまして、私はこのシヤウブ税制改革を政府が実施しましたその結果についても相当反対意見があるばかりでなく、来年度の経済情勢を我々見通すとき、大抵政府はこの程度の経済、例えば物価とか賃金とか生計費とか、そういうものが大体変化しないやうな見通しでやつてゐるのじやないかと思ふのです。我々は来年度の経済には相当まだ変化がある。国際情勢やその他から……従つてそういうふうな前提で、政府が余り経済は変化しないという前提で、来年度もこのままの税制を続けるという、そういう含みでこの税制改革を出されました教

字は、我々は承認できないわけです。この点は私は非常に重要であつて、若し我々がここでこの税制を承認した場合、これは二十六年度の予算、いわゆる十五カ月予算としてからんでおりますから、その点から我々は来年度においてこれを延長するという税制が出された場合、経済情勢の変化等々の理由はいろいろありましようが、我々に相当拘束されざるを得ない。これが反対理由の第一であります。

それから第二は、所得税のシヤウブ税制改革に基く政府の現行税制ですが、この点について我々は非常に不満があるものであります。その基礎になつた階級別国民所得の算定その他に非常に杜撰なところがあり、それに基いてこの税率、基礎控除、扶養控除等々等々基いてゐる、我々もつと科学的な根拠に基いてきめるべきものだと思ふ。政府は最初非常に杜撰な基礎に基いて二十五年年度の税制改革を行つた、その結果として非常にこの賦課額が不当に膨脹したので、あとで今度は実績を調べて又徴税のやり方を変へる、こういうようなものも少しの変化ならばいいのですけれども、非常に大きな変化がそこに出て来ておりました。従つて我々はシヤウブ税制改革を実施に移した結果として、その結果がどういふふうになつたかといふことは、もうすでに我々いろいろ調査して現れておるのです。結果が……特にまあ直接関係がありませんが、地方税との関係においては非常に欠陥があり、又それとの関連においても、所得税においても相当改正しなければならぬ点があると思ふ。我々は所得税の改正に

つきましては、大蔵大臣、総務大臣も、税が重い、今度いふゆる控除、減税をして、なお税金が重いのだから、まだ軽くしなければならぬというところを言つておるのですが、その税の重いの根本の原因は、私は基礎控除にあると思ふ。基礎控除が生計費、生活費をほほ補うに足りないというところにある根本の税金が重いという原因があるものであります。これは諸外国と比べましても、日本の基礎控除は、過去における物価の騰貴と照し合はせて、著しく低過ぎる、余りにも問題にならなほど低過ぎる。池田大蔵大臣は昨日の予算委員会でも、昨年と本年と比べると、C Pでですか、それは下つておると言ひますけれども、その物価騰貴が増税になつて……基礎控除を変へないために増税になつておるのがずつと累積されて、戦争中からずつと累積されて今日まで至つておるのである、それが是正されてない。我々は根本的に基礎控除を変へなければならぬ、現状においては少くとも、少くとも五万円、これは我々東北地方の税の調査のときに、むしろ税務署の人が私にそういう意見を出された。少くとも基礎控除は五万円、それから税率については、もつとやはり下のほうに有利になるように、私は百万延長するのは反対である、五

十万円延長でたくさんである。階級別国民所得を見まして、シヤウブさんが一応結論出して、あれと実際とは非常に違つておるのです。それでこれから階級別国民所得をもつと科学的に調査をよく進めて、それで税負担が公平になるように期をなされなければならぬ。ところが現状において、或いは今度の改革においてそういう点は改正されな

つきましては、大蔵大臣、総務大臣も、税が重い、今度いふゆる控除、減税をして、なお税金が重いのだから、まだ軽くしなければならぬというところを言つておるのですが、その税の重いの根本の原因は、私は基礎控除にあると思ふ。基礎控除が生計費、生活費をほほ補うに足りないというところにある根本の税金が重いという原因があるものであります。これは諸外国と比べましても、日本の基礎控除は、過去における物価の騰貴と照し合はせて、著しく低過ぎる、余りにも問題にならなほど低過ぎる。池田大蔵大臣は昨日の予算委員会でも、昨年と本年と比べると、C Pでですか、それは下つておると言ひますけれども、その物価騰貴が増税になつて……基礎控除を変へないために増税になつておるのがずつと累積されて、戦争中からずつと累積されて今日まで至つておるのである、それが是正されてない。我々は根本的に基礎控除を変へなければならぬ、現状においては少くとも、少くとも五万円、これは我々東北地方の税の調査のときに、むしろ税務署の人が私にそういう意見を出された。少くとも基礎控除は五万円、それから税率については、もつとやはり下のほうに有利になるように、私は百万延長するのは反対である、五

十万円延長でたくさんである。階級別国民所得を見まして、シヤウブさんが一応結論出して、あれと実際とは非常に違つておるのです。それでこれから階級別国民所得をもつと科学的に調査をよく進めて、それで税負担が公平になるように期をなされなければならぬ。ところが現状において、或いは今度の改革においてそういう点は改正されな

つきましては、大蔵大臣、総務大臣も、税が重い、今度いふゆる控除、減税をして、なお税金が重いのだから、まだ軽くしなければならぬというところを言つておるのですが、その税の重いの根本の原因は、私は基礎控除にあると思ふ。基礎控除が生計費、生活費をほほ補うに足りないというところにある根本の税金が重いという原因があるものであります。これは諸外国と比べましても、日本の基礎控除は、過去における物価の騰貴と照し合はせて、著しく低過ぎる、余りにも問題にならなほど低過ぎる。池田大蔵大臣は昨日の予算委員会でも、昨年と本年と比べると、C Pでですか、それは下つておると言ひますけれども、その物価騰貴が増税になつて……基礎控除を変へないために増税になつておるのがずつと累積されて、戦争中からずつと累積されて今日まで至つておるのである、それが是正されてない。我々は根本的に基礎控除を変へなければならぬ、現状においては少くとも、少くとも五万円、これは我々東北地方の税の調査のときに、むしろ税務署の人が私にそういう意見を出された。少くとも基礎控除は五万円、それから税率については、もつとやはり下のほうに有利になるように、私は百万延長するのは反対である、五

十万円延長でたくさんである。階級別国民所得を見まして、シヤウブさんが一応結論出して、あれと実際とは非常に違つておるのです。それでこれから階級別国民所得をもつと科学的に調査をよく進めて、それで税負担が公平になるように期をなされなければならぬ。ところが現状において、或いは今度の改革においてそういう点は改正されな

い、こういう点で我々は反対します
が、これが反対の第二点。

それから第三の反対点は、いわゆる
税法上の減税を、実質上の減税問題で
が、今度の補正の予算におきまして、
この予算の編成の過程において、突如
として思わぬインベントリー・フ
ア・インデックスの問題が起つて百億を外為の
ほうに廻さなければならぬ。この百
億をどこへしわ寄せしようかとして苦
心した結果、結局米価引上げ、或いは
又自然増収の見積り、こういう形にお
いてそつちへしわ寄せして行つてこま
かしてゐる。で実際には本当に実質的
な減税にはならない。税制上の減税で
あつて、これは国民を欺くものであ
る。

それから第四には我々は法人税につ
いて非常に意見があります。二十五年
度の税制改革の結果、地方税とも関連
しまして、実は法人税につきましては
附加価値税、事業税を附加価値税に変
えるから、住民税の所得割をやめる、
こういう振り合ひになつておつたので
す。ところが附加価値税が事業税にな
ると同時に、今度は住民税において法
人は所得割をかけられない。従つて法
人はそういうように著しく税金が不当
に軽くされてゐる。而もこのいわゆる
特需景気の非常に儲つてゐる会社、そ
ういふところにおいても税金が逆に減
つてゐる。むしろそういう方面から税
を取つて、勤労大衆の税負担を軽減す
べきである。更に又法人税の自然増収
の見積りも著しくこれは小さ過ぎま
す。この計算見積り方法においても相
当検討の余地がある。主税局長も全然
間違つていないという答弁はされませ

んでした。やまだ増収があるかも知
れないと御答弁になりましたけれど
も、この計算の基礎を伺いますと、非
常に機械的であつて、実際にはもつと
相当自然増収は多いはずだと思つて
す。そういう点で見積りが不足です。

それから法人に、これは税制の根本の
問題になりますけれども、日本の現状
において、一挙にドイッチ税法から英米
税法に變つて、法人の超過所得税をや
めたということには反対であります。
それからそのために再評価税が減税に
なつてゐる。資産の再評価という意味
がなくなつて来てしまふ。何のために
資産の再評価税を取つたかはまるで意
味がなくなつてしまふ。これは超過所
得税を法人についてやめたからだと
思ふのです。こういう点において、法
人税においても相当幾多検討すべき点
がある。どうしてもこれは至急に私は
是正しなければならぬ、そういう意味
において我々は今度の税制改正に反対
なんです。

まだその他細かい点についてはいろ
いろあるのですが、大体以上申
述べました観点から、本法案に反対す
るわけでありませう。
○油井賢太郎君 民主党は、この臨時
特例法に賛成いたすものであります。
只今木村委員からは反対の御意見が述
べられました。が、我々に民主党とい
はしましては、この前の改正時にあつて
は、その改正の率の率に引上げるべき
ために、もつとその率を引上げるべき
であるといふことを主張したのであり
ます。而も物価の高騰、インフレーション
というやうなものに伴ひまして、い
わゆるスライド制度によつて、こ
ういふ源泉徴収に代るところの基礎控除、扶

養控除というものは引上げるべきで
あると常に主張したのであります。が、
今回政府においてもその非を認められ
我々の主張するところを或る程度容れ
て、この程度の改正を見られたことに
對して賛成するものであります。併し
将来におきましてもやはり朝鮮ブーム
というやうなものとの関係上、或いは
経済界において大きな影響を來たし、
国民の所得の上においても変化を來た
すやうな場合も生ぜざるを得ないと考
へられます。そういう節におきまして
は、政府に遠慮することなく、速かに
やはり事態に對照して基礎控除、扶養
控除というものをどん／＼引上げて行
くといふふうにするべきであるといふこ
とを、將來においても固るべきである
に思ふのであります。殊に先般主税局
長から、職前におけるところの基礎控
除を今日に引直しますれば、少くとも
年收二十万円程度までは無税であつて
も然るべきであるといふやうなことも
明瞭になつております。そういう見地
よりいたしまして、この改正によつて
も決して国民全体に亘るところの控除
率というものが高くなつたといふこと
は言ひ切れないのであります。將來
においてなほ一層の努力をせられんこ
とを希望するものであります。

なお先ほど木村委員から、法人税に
關するところの税率に關して反対意見
が述べられました。が、やはり我々に民
主党といはしましては、この点につ
いては、法人税もできるだけ軽減いたし
まして事業の基礎というものを確實に
いたしまして、その事業に携はるとこ
ろの従業員大衆、国民の大半を占める
ところの人々に給料、或いは所得の増
加といふことを圖つて行くといふ

な方向がよろしいではないかと思われ
る。やはり機会あるごとに法人税等も
引上げの方向へ進んで行くやうな政
策を立てられんことを要望いたしま
す。
○森下政一君 私は今問題になつてお
ります所得税法臨時特例法案に賛成
いたします。但しこれを賛成いたします
るが、問題をこの法案だけに限定して
賛成するのであつて、而もなお全面的
に無條件にこれを賛成することができ
るかと思ひます。私どもの考え
方は必ずしもそうでないものでありま
す。近頃税法上の減税ということが頻
りに言われておりますが、政府が昨
年の総選挙に国民に呼びかけまして衆
議院の絶対多数を制するほどの勝利を
収めたのは何であつたかと言へば、教
育の公約を掲げたと思ひますが、そ
の中の一つは、明らかに減税であつた。
爾來政府に常に機会あるごとに減税を
吹聴されて参つてゐるものであります。
そこで一般国民の減税という言葉から
受けましますところの印象は、減税が断
行されるならば負担が軽減されると、
負担が軽減することによつて生活が楽
になる、生活の水準が向上して行く、
こういうことをことごとく期待してお
るわけなのでござりまするが、ところ
が残念ながら政府のやりますところ
の減税は、減税でありましても、国民
の期待するやうな、いわゆる負担軽減
が如実に現われて、それが直ちに家計
に潤いをもたらして、生活水準が向上
して行くといふ結果をもたらしてない
といふことは、例えば減税でありまし
ても、それは国民の期待に反するもの
である。今回のこの特例も明らかに減
税の措置には違ひがないが、繰つて考

えて見ますと、例えば忽ちにして米
価が高くなつて行くとか、或いは朝鮮
事變以來諸物価の高騰の趨勢が如実に
市場に現われてゐるといふことのた
めに、今日のところ家計はいよ／＼窮
迫せざるを得ないという状態が差迫つ
て來てゐる。従ひまして折角減税を
いたしましても、これだけの臨時措置を
講じて、結局これによつての負担の
軽減といふものは実質的には起つ
て來ないものでありまして、家計は一向
に潤つて來ない。即ち減税によつて出
ましたところの余裕といふものは、こ
ういふやうなことになる。結局結
果においては今日と何ら一般大衆の家
計の苦しみといふものは変わらないとい
ふ結果になるといふことが考えられる
のであります。

同時にどうもこの自由党内閣のもの
の考え方が如何に現れて來るものであ
ろうと思ひますが、根本の基本的な
観念において我々と相容れないものが
ある。前回の税制改正の場合に、私は
平田主税局長との所得税の課税所得
の刻み方につきましては、かなり論争を
いたしたことを記憶するのであります。
今度のこれを眺めて見ますと、
よほど当時の私どもの主張が受入れら
れたといふことを感ずるものでありま
す。即ち二万円或いは三万円ぐら
いの段階を設けて、二万円乃至三万円ぐ
らの課税所得金額に幅を設けて、その
一般階層を上げることと五分ずつぐら
い税率が殖えてゐるといふやうなこと
は、如何にも比較的経済力に恵まれて
いない、所得の少ないところの階層に對
しては、人数の多いといふことで、そ
こから税金を取らなければならぬとい

え、こういう点で我々は反対します
が、これが反対の第二点。

うふうな考え方で、これをさいなんでおるといふことが考えられる。上のほうに行けば課税所得の段階の設け方が非常に大幅になつておるといふようなところを指摘して論争したのでありますが、今度はややそれが是正いたされまして、課税所得金額の段階も設けて置いて、大体五万円を区切つて一つの段階を作るといふふうにされたといふことは、これは明らかに税率も従つて下がることになるのであつて、軽減には違ひないのでありますけれども、折角そうしてやや我々の主張に近しいところに來られたかと思うと、その半面には、これまで五十万円超五五％であつた税金を五分減らして、そして経済力の比較的豊富な階級をいたわることを一向に忘れようとはしない、忠実にそれを実行しておるといふうな点が、私は折角の減税措置をやつておりながら、臨時の措置を講じていながら、一般大衆からは失望を感じしめるものがあると思う。即ち大衆といふものの生活を安易にして、そしてその生活の水準を向上せしめる、そこに初めて旺盛なる勤勞意欲も生まれて来る、日本経済の再建の基礎はそこにあるんだということを、如実に税制の上にも現わして行くということが、私は非常に必要なことなのであつて、如何なる政府といへども大衆の協力ななくして、大衆の精神的な協力をなくしてその施策が成功するとは考えられない。ところが現政府の常に一貫しておいて、大衆を擁護する考え方とすることは、大企業を擁護する考え方と違うところは、その繁榮の余蘊をこらむつて大衆の生活がやがて潤うときが来るんだ、これは逆な考え方であると私どもは思うのであります。

が、そうした政府の考え方が今度のこの臨時措置にもやはり窺えるということは、私どもに非常なる失望を與えるのであります。資本蓄積の必要なことは言うまでもない。併しながらその資本蓄積は、ひとりいわれる大企業の下においてのみ行われるにあらずして、国民大衆の家計が潤って、そこに零細なる資本が蓄積されて行くというものでなければ私は本當の復興というのは望み難いんじゃないかということを考えておきます。

さうな点におきまして、この臨時措置がこれで十分だということはどうしてもできないということを考えざるを得ないわけであります。殊に非常に残念に思いますことは、今度のこの臨時措置というものは、いわゆる給與所得者、源泉徴収を受けております者のみに限定されておつて、同様に国民の中の少なからざる部分を占めておられるゆるる申告所得を納めておられるところの階層が全然この特例から除外されてしまつておるといふ点であります。農民或いは漁民、或いは中小の營業所得を持つ者、こういうふうな者が非常に苦んでおるといふことは、現に申告所得者の納税成績が思わしくなない、源泉徴収のそれに比較いたしました非常に懸隔があるということは、やはり彼らに対するところの税というものが今日なお重いんだということをは如実に物語つておる。現に過日大蔵大臣も、決して税金が安いとは思わん、まだ高いということを認めざるを得ないといふことを言われたくらいです。

ところがそれに対するところの措置といふものはあとに譲られて、今回は一向考えられていないことは遺憾

に思ふものであります。そこで先刻木村委員からもいろいろお話がありましたが、木村委員の憂慮されることは至極御尤もなことでありまして、若し来年度にこれと全く同じものがいわゆる税制改正として現われて来るんだということになるならば、これは私どもは到底満足することができないのであつて、大蔵大臣は先般この委員会に來られて、減税に次ぐに減税を以てしななければならん、租税の高いということも私も認めるということを言われておられるが、來たるべき国会に、現内閣の良識によつて我々の主張に耳を傾けられて、そうしてこれをこのまま、今回のこの臨時措置法このままを次の改正において本格化するということなしに、只今私が指摘いたしましたような点について、いわゆる大衆の負担の軽減、而も、實質的な軽減が現われて、國民が潤うて来るということの成果が挙つて来るような税制改正を企圖されるということを強く要望せざるを得ないわけであります。

さような意味においてこれを私は考へて、若し木村委員が心配されるように、この臨時措置が、このまま來たるべき税制改正を拘束してしまうものであつて、動きがとれないものだということになりますると、これは大きな問題だと言わざるを得ない。ところで若し我々のこれに対する反対の態度が定めてなくて、この法案が成立するといふことならば、我々が最も憂慮しておりますところの國民大衆の課税というものが、現行法によつて行われることになつて、現行法よりも一歩進んでおるものを擧げるということは誠に忍びに堪えない、かように考へて、純然た

る一十三月の臨時措置であるといふことを前提として、私はこれを容認したい、こう思うのでありまして、従いまして日本社会党は、この臨時措置に賛成することによつて、來たるべき次の年度の税制改正に文句なしに賛成の意を表しておるものではないといふことをはつきりここに明示いたしました、この臨時措置に対しては賛成をいたすものであります。

○大矢半次郎君　私は所得税法臨時特例法案に賛成するものであります。第七国会及び第八国会におきまして国税及び地方税に關する大改正が行われまして、まさに画期的なものであります。これによりまして、我が国の租税制度が初めて合理化されたのであります。が、併しながら當時の財政状態よりいたしまして、国民所得の軽減は甚だ不十分なものがあつたのであります。眞に我が国の民政の安定を圖り、産業の發展を期するためには、大幅に租税の軽減をしなければならんといふことについては何人も異論がないと思ふのであります。諸外国の情勢を見ましますと、漸次準戰時態勢になりまして、アメリカのごときは大規模の増税がまさに行われんとしておられるに、おきまして、我が国におきましては、できるだけ歳出を節減いたしまして、このたび暫定措置といたしましてこの程度の所得税の負担軽減の法案が提出せられましたことにつぎましては、私は政府の努力を多としなければならんと思ふのであります。これによりまして初めて先般行われました税制改正も面龍点睛の期に到達しつゝあるといつても差支えないと思ふのであります。

今他派の人々からそれくらい、
御意見もありましたけれども、私は租
税負担は上下すべてを通じてまだ重
い、今度の改正においても決してこの
軽減が十分でないということは平直に
認めるのであります、真に我が国の
興隆を期するためには、大所得、中
所得、小所得すべてに亘つて軽減しな
ければならぬと思ふのであります。そ
の中においても中産階級以下の所得者
については大幅に軽減をしなければならぬといふことは、これは私も全く賛
成なのであります、基礎控除の拡大
は、即ち小所得者並びに中所得者に対
しての比較的大幅の軽減になることは
今更申すまでもないのであります。又
シャウブ氏の第二次勧告に比較いたし
まして、今回の政府提案はその所得階
層の軽減の程度を二十万、三十万程度
のところまでも拡大いたしましたのは、
は、即ち中産階級の租税の負担の軽減
を十分考慮せられた点と考えるのであ
ります。或いは最高の税率を五十万以
上のところを軽減したについては、い
ろいろの見方がありますが、うけれど
も、私は国民全般を通じて租税負担が
重いからして、できるだけ軽減する趣
旨において、この原案に賛成をいたす
ものであります。併しながらこの程度
の負担軽減を以ては決して十分ではな
いのであります、昨日からも大蔵大
臣が今後といえども国民租税負担の軽
減には全力を盡して努力したい、こう
申されておられます、私もはこれに
信頼を持ちまして、不十分ながら当面
の財政事情といたしましては、今日程
度で辛抱しなければならぬと思ふので
あります。

更に今森下委員からお話のありまし

更に今、森下委員からお話のありました

た給與所得に対しては減税をするが、
商業、農業方面の所得に対しては輕
減しないとは不均衡だというお話があ
りました。これは見方の相違になる
かも知れませんが、給與所得本
年の一月から三月の……来たるべき明
年の税制改正において、農業、商工
業者の所得、昭和二十六年一月から十
二月までの一年間の所得に対しての輕
減は、この勤勞所得階級と同様に行
われるものと私は考えまして、この点
において今回の提案は決して不均衡な
ことはないと考えます。

以上の理由を以ちまして私は本案に
賛成するものであります。
○森八三二君 大体意見は出盡してお
るようでありますが、所属しておる会
派が違ふ關係上簡単に意見を申し上げま
す。

私は原案に賛成するものでありま
す。資本の蓄積が急務である我が國の
現状において、現在の方法がより直接
的に國民の各階層における資本の蓄積
を促進するものであるという意味にお
いて、又現在の税負担があらゆる階層
において堪え難い点にまで到達してお
る現在において、できるだけ減税を速
かに実行するということは、我々為政
者のとるべき急務であると思ひます
が、この意味において、まだこの程度
の減税では甚だ不十分であると思ひま
すが、併し政府の労を多しにして、
不満足ながら、この現在の段階におい
ては、この程度の減税で満足しなけれ
ばならないのじやないか。勿論基礎控
除の増額を図つて、零細所得者の一層
の税負担の輕減を図るということも必
要であります。又貨幣価値の現状か
ら見まして、この課税所得額の最高限

の百万円ということも、あながち高き
に失しておるということも考えられな
い。そういう意味において、私はま
す今後機会あるごとに減税に努力を
するといふ一つ大蔵大臣の言を信用
し、又徴税方法についても一層適切な
配慮を加えてもらうことによつて、こ
の税制の改正を円滑に運用してもらう
ことを希望いたしまして、本案に賛成
いたします。

○委員長(小串清一君) 別に御意見も
ないようでありますので、討論は終結
したものと認めて御異議ありません
か。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(小串清一君) 御異議ないと
認めます。これより採決に入ります。
所得税法臨時特例法案を、衆議院送付
の原案通り可決することに賛成のかた
の御挙手を願ひます。

【挙手者多数】
○委員長(小串清一君) 過半数と認め
ます。よつて本案は原案の通り決定を
いたしました。
なお本会議における委員長のお口頭報
告の内容は、参議院規則第四百四條によ
り、質疑、討論、表決の要旨を報告す
ることとし、あらかじめ御承認願うこ
とに御異議ありませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(小串清一君) 御異議ないも
のと認めます。

それから本院規則第七十二條によ
り、多数意見者の御署名を願ひます。
多数意見者署名

大矢次郎 山崎 恒
木内 四郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
九鬼紋十郎 森下 政一

松永 善雄 小宮山常吉
小林 政夫 杉山 昌作
油井賢太郎

○委員長(小串清一君) 次に物品税法
の一部を改正する法律案を議題に供し
ます。

○油井賢太郎君 一点伺つて置きたい
のですが、物品税の免稅点というもの
の区切りですね、これは何か主税局と
してきまつた区切りがあるのですか。
それとも物によつてはいわゆる端数で
以て区切るということもできるのです
か。

○政府委員(平田敬一郎君) 物品税に
つきましては、先般お手許に案としま
して差上げて置いた次第でございます
が、歳入に対して影響のない範圍内に
おいて、なお且つ若干の検討を要する
余地があると思ひますが、その点にお
きましてはこの案で行くつもりでおり
ます。なお本委員会におきまして御審
議になりましたような事項につきまし
ては、再検討する必要があるものもあ
ろうかと存じております。

○油井賢太郎君 それから物品税が高
いため、脱税者が相当あるというよう
なことは、これは世間で事実の点なの
ですが、例えば七割とか、五割とかい
う課税のために、まともな業者がそう
いう高い税金を負担しておるにもかか
らず、法網をくぐつて、いわゆる課
税をしない物品を販売するものが非常
な利益を得ておる。併し消費者からい
えば、安いほうがいいのですから、つ
いそつちのほうへ購買力が向いてしま
つて、まじめな業者が非常に困るとい
うような立場が派山出ているのです。そ
ういふ点から見て、罰則規定というよ
うなものには相当嚴重であつてもいいと

思ふのですが、それでもまともな業者を
保護して行くという方向をとら
れるのがいいと思ひますが、どうも今
までのところだといふと、ときどき思
ひ出したように、まあいわば世間をつ
くらうくらの程度にしかそういう取
締りをやつていないといふふうにし
か見えないうのです。その点について
は、恐縮に思つておる次第でござい
ますが、なお今お話のような点につ
きましては、歳入に大きな影響のない範圍
内におきましては、再検討を加えて行
きたいと思つております。

○委員長(小串清一君) 別に御意見も
ないようでありますから、質疑は終
したものと認めて、直ちに討論に入る
ことに御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(小串清一君) 御異議ないと
認めます。御意見のおありの方はそれ
ぞれ賛否を明らかにしてお述べを願
ひます。

○油井賢太郎君 私は今回の物品税の
改正について賛意を表するものであり
ます。併しながら先ほども申し上げま
したように、税金が高いといふことの半
面におきましては、その税金が負担と
なつて、いわゆる不正な人々が利益を
得るといふようなことが出るものであ
ります。そういう点におきまして、物品
税といひましても、非常に高率のもの
がたかさんあつて、その半面において
法網をくぐつて税金を納めないで、多
額の所得をするといふものも相当多い
わけでありまして、世間流布されるこ
ろによりまして、一番事業で以
て要領よくやるには、税金をごまか
すことが最も事業を儲けることだとい
つたようなことまで世間で流布される
ようになっております。これは甚だ法

それから今一つは、課税手續が使ら
に煩瑣なものにつきましては、これは
若干考慮いたしまして、できるだけ納
税者数を少くしまして、それによつて
取締の集中ができるようにいたした
い。そういう改正も今同行なつてお
るような次第でございます。ございま
すが、御指摘の通り運用が大事でござ
いますので、運用の面におきましては
御趣旨のような考え方を全く同感で
ございますので、私のほうとしても
できるだけそのようなことのないよう
に、極力努力いたして参りたいと思
ひます。

○油井賢太郎君 もう一点、先般局長
に、蓄音機とレコードが今度同列にな
つたという見地からして、更にライ
ターなど喫煙用具と一緒にしたほうが
いいのじやないかという意見を申述べ
たのですが、法案の修正とか、そうい

う点において困難を極めてゐるという
ので、然らば免稅点の設定ということ
でバランスがとれないかということ
を申上げて置きましたが、どんなこと
になつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) これにつ
きましては、大分御審議を煩わしま
して、恐縮に思つておる次第でござい
ますが、なお今お話のような点につ
きましては、歳入に大きな影響のない範圍
内におきましては、再検討を加えて行
きたいと思つております。

○委員長(小串清一君) 別に御意見も
ないようでありますから、質疑は終
したものと認めて、直ちに討論に入る
ことに御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(小串清一君) 御異議ないと
認めます。御意見のおありの方はそれ
ぞれ賛否を明らかにしてお述べを願
ひます。

○油井賢太郎君 私は今回の物品税の
改正について賛意を表するものであり
ます。併しながら先ほども申し上げま
したように、税金が高いといふことの半
面におきましては、その税金が負担と
なつて、いわゆる不正な人々が利益を
得るといふようなことが出るものであ
ります。そういう点におきまして、物品
税といひましても、非常に高率のもの
がたかさんあつて、その半面において
法網をくぐつて税金を納めないで、多
額の所得をするといふものも相当多い
わけでありまして、世間流布されるこ
ろによりまして、一番事業で以
て要領よくやるには、税金をごまか
すことが最も事業を儲けることだとい
つたようなことまで世間で流布される
ようになっております。これは甚だ法

それから今一つは、課税手續が使ら
に煩瑣なものにつきましては、これは
若干考慮いたしまして、できるだけ納
税者数を少くしまして、それによつて
取締の集中ができるようにいたした
い。そういう改正も今同行なつてお
るような次第でございます。ございま
すが、御指摘の通り運用が大事でござ
いますので、運用の面におきましては
御趣旨のような考え方を全く同感で
ございますので、私のほうとしても
できるだけそのようなことのないよう
に、極力努力いたして参りたいと思
ひます。

治國たる我が國において誠に敷かわしい点でありまして、かかる見地からいたしまして、税率というものはすべてのものにおいて極限がある。こういう点において、当局においてはよく反省せられたらと思うのであります。例えば先般の酒税のごときも、引下げによつて却つて税収が殖えるというようにことになつておるのであります。今回の物品税引下げについても、当局が考へるより或いは税収が増すかも知れないとさえ私は考へております。もう一段これを總體的に引下げることによつては更に収入を殖やすということも不可能ではないかとさえ思われるのであります。こういう見地よりいたしまして、將來においてなお検討せられ、一段の軽減を図るということ、脱税の防止ということを徹底的にいたしまして、まじめな正当な業者を保護するということをお願ひ願ひしたいと思います。

もう一点は、蓄音機或いはレコードというようなのは、これは同種類でありながら別の課税をされておるものが、今回は正されたのは極めて結構であります。同様な意味におきまして喫煙具或いはライターも我々世間一般は同一に考へております。特にライターは組合あたりで喫煙用具組合という名称でこの製造をやつておるような状況でありまして、こういう細かい点も十分政府におきましては勘案せられて、不均衡のないように、將來は正されることを望んで賛成いたします。

○木村種八郎君 私は本案に反対いたします。その根拠は、これはまあ私たちがの党の立場として勤労者の税負担の公平という見地から、こういう物品税

的なものはむしろ全廃すべき原則に立つておるわけなんです。勿論すぐ全廃はできませんが、極力低くする。只今油井委員も述べになりましたが、趣旨は賛成なんでありまして。我々は減税或いは引下げ方が足りない、又もう一つは、贅沢品以外のものと税率の引下げから贅沢品以外のものと税率の引下げはいけないうのもは同じものであつては高くてもいいし、そうでなく大衆的なものにはむしろ根本的に全廃すべきである。そういう見地に立ちまして、これでは甚だ不十分である。全体の税収から行きまして直接税、間接税、こういう釣合から見て、まだ、これは不十分である、こういう見地から私は反対をするわけでありまして。

○杉山昌作君 只今の反対論もありまして、大体今回の改正を通観いたしますが、実用品、大衆品というふうなものには相當な免税の引上げを行なつて、順次木村委員の御要望のようになつていくことを私は認めるものであります。その程度につきましては、更に一段と強化されることを望むものであります。方向がそういうことと思ひますが、ただ一点、大体今申したように、実用品の大衆品なことでありまして、輸出入の不適合品ということに對しては割合に考慮が拂われていない。今日輸出いたしますものが、先方で嗜好に合わない、或いはその他のことが不適品として内地に放出されるものが相當あるのですが、今日の輸出は、何ものにいたしましたも採算も難くなつております。その輸出不適品になつた

ものを内地で売ろうという時に、それにはやはり税金がかかる、物品税がかかるということになる、非常に売りに作つてあるものを日本で売るのでありますから、よほど安くしなければならぬ。先ほどの喫煙用のライターとか或いは輸出の花菱などが、それに當るものであります。そういうものに對しては物品税を安くいたしまして、なるべく安く内地で売りさばけるようにして、輸出業者の採算を助けて、そして輸出の繁榮を図るということに持つて行く必要があると思ひます。で、今後の御改正につきましては、実用品、大衆品ということと並んで、輸出不適品につきまして特段な御考慮をお願いするということを希望申し上げます。本案に賛成いたします。

○委員長(小串清一君) それではこれにて午前の會議は終りました。午後一時三十分には再開をいたします。これで休憩をいたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時五十分開會

○委員長(小串清一君) 休憩前に引續きまして開會いたします。

物品税法の一部を改正する法律案の討論中であります。

○森下政一君 私は法案に賛成いたします。併しこれとても全面的にこのままで妥當であると考えたのではないのであります。ただ現行法とこれを比較して見ますと、一つの進歩が認められる、こういう意味においてこの改正に賛成しようと思ふものであります。併しながら我が國の租税大系を眺めて見まして、直接税並びに間接

税の比率を顧みるに、なお私は大衆の負担に転嫁せられる間接税の占めておりますところの割合が、理想から申しますと大に失する、かように考へます。そういう意味において物品税は更に整理圧縮するべきところの必要性が多分に存すると思ふのであります。今回新たに免税の措置が講ぜられたもの、或いは又新たに免税点を設定されたもの、或いは免税点を引上げられたもの等がございます。これらも、これを更に一段と当局においては、その実情に鑑みて検討を加えられて、より一層大衆の負担の軽減を図るという意味において、更に整理をされるということをお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。本法案について賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 過半数と認めます。よつて本案は、衆議院送付の原案通り可決せられました。

なお本會議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

大矢半次郎 山崎 恒
木内 四郎 愛知 撰一
岡崎 眞一 黒田 英雄
九鬼紋十郎 森下 政一
松永 義雄 小林 政夫
杉山 昌作 油井賢太郎
森 八三

○委員長(小串清一君) ちよつとこのまま休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後二時一分開會

○委員長(小串清一君) それでは休憩前に引續き、これより開會いたします。

それでは外国為替特別會計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、日本輸出銀行法案、この二案を一括して御審議を願ひます。

○森下政一君 この日本輸出銀行法案です。これは事務柄については恐らく各党とも大した異議のあることじやない、むしろすぐ賛成することと思ふのですが、ただこの提案がこんなに遅れて、昨日やつと法律案をもちつて、今日何とかきめてしまふというのでは、これは臨時國會は非常に会期が短かつたのですけれども、こういうふうな重要な法案というのが、もつと早く政府が出されることを望ましいのです。それから非常にそういう点をむつかしく言えば、委員會の審議の時間を十分與えずしてこういうものを押付けるというところはけしからんじやないかというようになつて来たら、これはまあ流れてし

もうような運命も考えられる。そこで

私の聞きたいことは、これは政府も非常
に焦慮して早くお出しになりたかつた
けれども、関係方面との折衝など
で遅れたとかいうようなことを、速記
をとめてでも、一体どういふ点が問題
になつたか、なぜ政府が考えられるよ
うにもつと早く運ばなかつたか、それ
を一つお聞かせ願ひたいと思いま
す。

○委員(小串清一君) 速記をとめ

〔速記中止〕

○委員(小串清一君) 速記を始めて
もよろしい。

○油井賢太郎君 今の局長の話、あれ
ですか、法人税がかからないんです
か。免税なんですか。

○政府委員(舟山正吉君) 利益金は全
額銀行に留保することになりましたの
で、税金は普通の法人なみにかかるこ
とになつたのであります。

○油井賢太郎君 さつき森下委員から
も話がありました、これだけ重要な
法案を一両日中にやれと言われてもな
かなかこれは大問題なんですね。それ
といろ／＼輸出入業者、この法案は輸
出関係のことを規定されているのです
が、輸入の点といふのは何も規定され
ていない。そういう点を非常に業者の
公聴会なり何なりして意見を聞くこと
が私は至当だと思つておつたのです
が、時間がなくてその点ができないと
して、なぜならば輸出だけの面につ
いてこういうような措置をしなくては
ならないかという点と、その次には、
もう一つは、苦しいこの法案が審議未了
とかそういうような事態ができた場
合には、この法案に盛り込まれたところの

意義のことが空白時代にやれるのかや
れないのかというこの二点の御意見を
聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 我が国にお
きまして、輸出の促進が非常に緊要で
あるということ、この前提の下にい
ゆるプラントものの輸出等、長期輸出
金融の面につきましては、市中銀行の
働きだけでは足りないところがある。
これは是非援助する必要があるのだ
りまして、そのためには特殊の機関が
必要であるという見地に立ちまして、
長期輸出金融の助成機関として日本輸
出銀行を設立することになつたわけ
でございます。輸入の面につきましては
国内的金融問題として、例えばユー
ザンスを認めるということと相当の便
宜を供與してあるのであります。特に
現段階におきましては、特殊の機関を
こしらえて、これを援助するといふ
必要はないと認めた次第でございます。

それから、この輸出銀行が成立いた
しませんと、それらの機能に欠けるこ
とになりはしないかどうかという問題
でございます。関係方面との了解の下
にこの法案ができておるのであります
から、これが出ませんと他の代案とい
うものは認めてくれないかという情勢に
ございます。御承知の通り第八国会で
輸出銀行法案が提案に至りませんでした
ので、その代案といふ見返りとして見返
資金を使う市中銀行等の協調融資の方
法による長期資金助成の構想ができた
のであります。これは実際動いており
ません。今度の場合に、この輸出銀行
法ができません場合に、この輸出銀行
案を認めてくれるかということにつき
ましては、これは殆んど困難ではない

かと考えます。

○油井賢太郎君 今のお話中に輸入は
ユーザンス、これはたしか九十日の支
拂い猶予であるのですが、それだけで
十分賄われるというふうなお話なん
です。併し現政府においては、輸入とい
うことも重要視して、その対策は十分
講じているというのですが、ユーザン
スだけでも十分講じたというふうな
今のお話振りになつて来るのです。
そういう点については現在四億ドルに
なん／＼とするところのドル資金を有
しながら、何らそれを活用する途もな
いというふうな現状では甚だ心細い
と、かように思われるのですが、その
根本方策については、現政府として現
状のままではよろしいのかどうかとい
うことを、一つ政務次官から政府側の
意向を一つ御発表願ひたいと思いま
す。

○政府委員(平田敏一郎君) ちよつと
説明を補足いたしますが、プラントも
の輸出に当りましては、その事柄の
性質上、普通の輸出金融では賄ひ切れ
ません。即ち非常に長期であり、且つ
或る程度の危険を必要とするわけが
ございまして、そこで特殊金融機関の必要が
あるわけでありまして、輸入につきま
しては、こういう特殊の機関とか、特
殊性とかいふことは認められない。
比較的に認められないのでござい
ます。市中の金融で間に合つて来る。例えば
ユーザンス等を認めますれば間に合
て行くという事実に基づくものでござ
います。

○油井賢太郎君 これは相当大きな問
題なのですが、何しろ今ドル資金が日
本でだぶつていふのです。それは

何故かといふと、輸出を奨励するとい
う、その美名に隠れて、半面から言
うと餓餓輸出をしていふというふうな状
況になつていふのです。一方において
輸入のほうを促進されなくてはならな
いのが不十分である。いわゆるアンバ
ランスになつておるために、現在日本
においてドルがだぶつくような状態に
なつておる。そういう際において、
この輸生増進の方面だけをこつとや
つて助成しますといふと、そのアンバ
ランスはますます拡大されるというこ
とが生ずるのですが、そういう根本対策に
ついて政府としてはどういふふう
に置かれるのであるか、この点を明確に
して頂きたいのです。この輸出奨励
というところは勿論結構なんです。輸出
奨励したのでは餓餓輸出になつてし
まつて、我々は食ふものも食わない
で輸出ばかりやるということになつて
しまふ。その対策をはつきりして置か
ないといふと、この折角の輸出銀行も
何にもならなくなる、こういうこと
になりはしませんか。

○政府委員(舟山正吉君) 輸入の現状
につきましては、担当部局の御説明を
御聴取願ひたいと思ひます。輸入
が、この資金の面におきましては、外
貨もあるし、それは国内的にも輸入金
融の便宜を計らうておるのでありま
す。仮に輸出が予期通りに進まんとす
れば、外にもいふ／＼原因があるの
ではないかと考えておるのであります。
従つて現在の段階では、特に輸入金融
を現在以上に何らかの便宜を計らうと
いうことは必要ではないのじやないか
という考えに基くものであります。

○油井賢太郎君 今の点なんです、
これは政務次官に、事務的じやなしに

政策的に今の日本の経済状況からい
つて、ドルが相当に過剰しておるとい
うその政策ですね、それを助成する必要
があるかないかということ、この輸
出銀行法を通すということは、輸出増
進には成るほど結構です。併しな
らその範圍において、輸入をそれと同
様にマツチして増進させる方策を講じ
なかつたら、これは意味をなさな
いじやないか。そのところを政府はど
ういふふう調整なさるか、政務次官
の御意見を、政治的な御意見を一つお
聞かせ願ひたい。

○政府委員(西川甚五郎君) この輸出
銀行はプラントものでは、即ち六カ
月とか、長いのは五年間という相当か
かるものが主に重点になりますから、短
期の輸出じやなくして長期の輸出とい
うことでありまして、一方輸入のほう
は、相当い／＼工作をやつておりま
すが、現在の段階においてはなかつた
むずかしいという状態でありまして、
この輸出銀行の本旨から言いますと、
長期の金融という点でそこになし感じ
が違つて来るのであります。

○油井賢太郎君 あれですか、金融に
当つては輸出といふことがちやんと明
白であつて、契約、コントラクトが来
たものに対して金融するということに
なるのですか。それとも将来輸出す
るであろうというものに金融するの
ですか。その根本精神はどうなんで
すか。

○政府委員(舟山正吉君) 十八條にも
規定がございまして、契約が締結
され、或いは少くとも契約の締結が確
実であり、この契約の履行が確実であ
るというものにつきまして金融をいた
すのであります。單なる見越しのた

めの製作といったようなものに対しては金融いたしません。

○油井賢太郎君　それだから特に私はお聞きしたいのです。半年も一年も先に日本から輸出するものに、もう契約

ができてゐるものに金融するというこ
とで、將來、今世界の趨勢は物価騰貴書
になつております。そういう際におい
て、今契約したものが半年先、一年先
になつたら非常に安いものになる。そ
ういうものを日本から出して行つて、
輸入のほうはそれにマツチしていない
ということになれば、そのため輸出し
た代金の身替りに何か持つて来るとい

うことになる。高い物を数量少く持つて来るといふことになると思うのですね。その対策を政府はどういうふう

うになさつておるかというその点な
んです。これは大蔵大臣に出席を求め
て、大蔵大臣なり或いは首相の見解を
この委員会で明確にして置く必要があ
ると思うのです。委員長、一つさよう
手続をお願いいたします。

○委員長(小串清一君) 先刻非公式にお諮りをしたのでありますが、時間の制限もあるので、当局の現状に明るい者に幸じてもらうということではないだろうという御意見が多数だつたのです。それでは先刻の休憩のときに非公式に御協議願ひました。それでやめたのです。

○油井賢太郎君 それじや私の質問は
これで保留して置きます。

○委員長(小串清一君) 兼岩議員より
委員外議員として委員外の発言を求め
られておりますのですが、許可するこ
とに御異議ありませんか。

○委員外議員(兼岩傳一君) 委員のかたがたがお済みになつたあとで結構でございます。

○油井賢太郎君 兼岩議員の發言結構ですけれども、また委員会としては相当質問もありますし、時間的に或る程度の制限をされてあるのですから……。

○委員長小串清一君）それで私お諮りをして、やはり発言を認めても、皆さんの御同意を得ても、時間を制限しなければ、今日は特別の日ですから、ちよつと困るだろうと思う。それで皆さんの御意見によつて許すということになつてから、時間を十分と制限して御質問して頂くことにしたらどうでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（小甲清一君） それじや十分
間だけであります。

○委員外議員(兼岩傳一君) 僕は皆さんの質問の済んだあとでよろしくございます。併し十分ぐらいで日本の輸出貿易の根本問題をお尋ねすることはできませんから、私は委員のかたの質問のあとでよろしくございます。

○委員長(小澤清一君) 時間を何時に上げようということが申合せになつておりますから、質問がこのまま続くとあなたの介入する時間がなくなると思いますが、成るべく……

○委員外議員(兼岩傳一君) 審議を盡さないでも……

○委員長（小串清一君） いや、委員会としては盡すつもりです。

○委員外議員(兼岩傳一君) 私はほかの委員の邪魔にならないときに、もう

少し時間を頂きたいと思います。

○委員長（小串清一君） 申合せの趣旨

○委員外議員(兼岩傳一君) そりする

と質問の時間十分ということですか。

○委員長(小串清一君) あなたが発言を求められたから、それで委員の質疑が終えないうちでも短時間ならよろうというので今申上げたのです。ですからまだ皆が質疑等もやつていないときですから……。

○委員外議員(兼岩傳一君) それじやそのあとで結構だから、もう少し時間を頂きたい。十分でこれだけの問題を質問することは到底できないので……。

○委員長(小串清一君) それじやいすれあとでお諮りを申し上げます。

○九鬼紋十郎君 この輸出銀行貸付とということについては、市中銀行と協力してやることになっておりますが、單獨ではやれないようになっておるようになっていますが、その点はどういう理由ですか。

○政府委員(丹山正吉君) これは第一條にもございますように、一般の金融機関が、その力だけでは十分の輸出金融をなし得ない場合、これを助けるという趣旨であります。国が特殊の輸出金融機関をこしらえまして積極的な援助を與えるということとは、輸出奨励金を受けることと同様の効果も出て参るのであります。因際的にいろ／＼問題を起すのであります。そこでこれは先ほど申しましたように、因管的作用をなすための機関であります。従つて形の上からはこの銀行はイニシアチブをとりません。市中銀行のなすところを助けるということになっておるのであります。

○九鬼紋十郎君 そするとメイカーか或いは銀行から輸出銀行に対して協力を求められたときのみやるのであ

つて、輸出銀行からして普通銀行に対して共同でやつてやるうというような申出は普通しないという考えですか。

○政府委員（舟山正吉君） 実際問題として、いろいろの場合が出て来

ると思ひますけれども、十八條にもございますように、資金の貸付を受けようとする者は、市中銀行を通じてこの銀行に申込む、或いは市中銀行で一度手形貸付なり手形の割引を受けまして、銀行からその手形をこの銀行に再割を申込んで来るということになるのであります。

○油井賢太郎君　事務的なことでお伺

うできてゐるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) まだ人的構成等についてもきまつておりませんし、勿論予約などはできておりません。ただこういう機関ができますれば、是非その恩恵にあずかりたいというような希望の申出は通産省にはある

れとも損はしないということで経営をして行くという気なんでしょうか、その心組を一つ……。

○政府委員(舟山正吉君) 輸出銀行の経営はやはりコンマーマシヤル・ペーシ

スに同様の経営をして行く立前でございます。特にその主管が分れておりますのは、市中銀行に責任の一端を負わすという行き方でございますして、そう甚だしく不当に恩恵を與える輸出金融というものはやらないということが狙いどころになつております。

○黒田英雄君　なお銀行は貸付は五年間やるとありますが、今日の状況では

公共企業の資金の供給というものは普通銀行ではできないから、この銀行を作つてやるうというのですが、五年もたてば大体日本の経済で金融機關が長期の資金の供給のできるようになるというお見込みなんですか。或いはそうでなくとも五年たてば自分の力でいろいろ輸出ができて行くというふうに考えられてゐるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 五年もたつて参りますうちには国内の資本蓄積も進んで参るので、まあ特殊の金融機関の必要もなくなると考えられますが、とにかく五年先のことは何とも見当が付きませんので、一応五年と区切りまして、又そのときに再検討して法律改正をしようということが趣旨でございます。

理事がおの／＼總裁の職務を代理することになるのか。それとも誰かそういうときはきめるのか。

○政府委員(舟山正吉君) この銀行の運営は、大體に總裁の権限に委ねてございまして、御指摘のような点は、ほかの場合でも大體理事会の決定、或いは總裁の決定により、理事の間における権限の配分がきめられることだと思ひます。

○小林政夫君 設立当初に、ちよつと新聞等で見たところによると、收支を予算で縛つたりせず、相当自由な運営をやらせるというふうなことでありますが、大體今同は完全に收支を予算で縛ることになっておりますが、まあ特にこの銀行の運用については、相当情勢の変化等があつて、それで準備費も取つてあるようですけれども、なか／＼予算通りの運営がでないのじやないかと思ひますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) この銀行は全額政府出資の機関でありますので、政府及び国会がこの經理につきまして相當の監視をする必要があるわけでございます。普通の政府関係機関、公庫でありますとか、金庫でありますとかにおきましては、この收支予算のほかには事業予算までも作成いたしまして、国会の御審議を経ることになつておるのであります。それこそほまさにこの機関の事業を制するものでございまして、この銀行ではそれを外しまして、最小限度收支の予算だけを国会で御審議願うということになつて、從來に比しまして非常な改善になつておる、行動の自由も広まつておるのでございます。

○油井賢太郎君 これは今日国会を通れば、今日から施行されることになるようですが、若しそういう場合には、どんな御見当ですか、事業開始の……。

○政府委員(舟山正吉君) 大蔵大臣のお考えによりますれば、年内にも新銀行を発足せしめたいということでございます。少くともこの銀行発足の予定が立ちますれば、市中のこの銀行から融資を受けた人のいろ／＼の用意の都合も便宜になる、益するところが多いのではないかと考えます。

○油井賢太郎君 名前が銀行というのですが、まあ銀行という、一般には民間の大體関係というふうに見られるのですが、その内容を見ると、本當にこれはお役所仕事なんですね。大體銀行という名前そのものが適當でない感じも受けるのですが、他にもつと名前点についても考えられたことがあるのか。

○政府委員(舟山正吉君) 金庫とか公庫とかいうことも考えたのであります。が、そういたしました、他の政府関係機関と同一に律せられる虞れも出て参ります。この機関の活動をできるだけ自由にしなすためには、むしろ銀行の名のほうがふさわしいと考えたのであります。

○油井賢太郎君 他の政府機関と同一に見られるというが、予算でも何でも皆国会の承認を得たり、決算も提出したりということになつて、他のいわゆる政府機関と殆んど同じなんですね、内容は……どういふ点で然らばその相違があるのか。

○政府委員(舟山正吉君) ただ名前からだけではそういう相違が出て参らないのであります。まあ社会の通念に従

いまして、銀行のほうが国内的にも、国外的にも信用を増すゆゑかと考えます。

○油井賢太郎君 そうすると、名前が銀行ということになると、社会的に信用があつて、銀行以外の名前だと、社会の信用が得られないというところが、今までの政府の機関、公庫とか金庫とかというものが、社会から余り信用されてないという裏書になるわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) 金庫なり公庫なりは、それ／＼政府関係機関として、しつかりした信用を保持しているわけでありまして、
○木内四郎君 外国の商社とか或いは地方公共団体、その他に貸付けることになることがありますね。そのときには担保を考へておられるのですか。
○政府委員(舟山正吉君) 外国の商社等に貸します場合は、この銀行の業務として貸す場合は、この銀行の業務として貸すの例外的な場合でありまして、規定をいたして、こゝろいう場合もあるかという用意のために盛つたのでございまして、その都度の取引によりまして、まあ体様もいろ／＼出て来ると思ひます。初めから想をきめて置くことは不適當であると考へております。

○木内四郎君 万一あつた場合に、国内ならば担保を取ること容易かも知れませんが、外国の商社などで、万一期限までに拂わないような場合のときはどうでしょうか。そういうことを何か考へておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) そのとき、形の上の担保を取るかは別といたしまして、回収について十分確實であるという心証を得た上でやるのでありまして、あとの具体的な條件は、その

ときの事情によると思ひます。
○委員長(小串清一君) 議事の都合でいつでも打切るかも知れませんが、この際、兼務議員から委員外質問をさせていただきます。都合でいつ打切るかも知れませんが、御了承願ひます。

○委員外議員(兼務一君) 私はこの法律案は、非常に重要な日本の経済界に影響を與えると思ひます。時間の關係がございまして、あらかじめ問題を明らかにしてお尋ねいたしたいと思ひます。私の持時間が非常に制限されておるようございまして、併し問題が盡せないというのはいけなないので、又回答を十分頂けないのはいけなないので、問題点を先に明らかにして置きたいと思ひます。

第一点は、何をどこへ輸出されるか、その見通し、つまり空想的でなく、現実的な有様さ、見通し、成績の挙げ方はどうか、これが第一点。それから第二点は、貿易計画、日本の貿易を推し進めて行く上において、今回取上げられておりますこの銀行法というものは、どういふ地位を占めてゐるか、どういふ役割を果たすか、ただこれだけを、一つだけを一つだけとして見るのではなくして、輸出入全体、殊に輸出貿易の中で、例えばユーズンというふうなものもやつておられまして、その他にもいろ／＼輸出について打つ手があると思ひます。その打つ手の中で特にこれを取上げておられるのは、どういふ意味で、それが全体の貿易計画においてどのようなウエイトを占め、どのような成果を収めるであろうかというふうな、全体の輸出計画の中における地位を明快に御説明願ひたい。

それが伺いたい第二点。
それから第三点は、先ほど他の委員からもありましたように、私は日本の目下の急務は、輸出よりもむしろ輸入が、最も業界全体、日本の経済全体が求めておると思ひますが、それなのに、輸入の問題をそれを本格的に取上げておられないように思ひますが、この輸出奨励の裏付として、一步誤ると飢饉輸出、縮小生産、或いはインフレということになると思ひますが、こういふことをやつても、輸入のほうは大丈夫だという御証明を頂きたい。

それから第四点、これは私どものみならず、相當に広く支持をされております決定的な問題であります。が、中共、大陸との貿易なしに、これと全く反対の方面を目指してゐる。ブランド輸出を中心によつておられるこのやり方、これは一つのやり方なんです。が、果して中共貿易を禁止せられてゐるといふ損害をこれが償ひ得るかどうか。私どもの調査並びに将来の見通しから言つて、私は償ひれないと思ひます。だから償ひれないのじやない、償ひない一つ証明を聞かして頂きたい。これが第四点でございます。

以上順次お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) お尋ねの点は、この四項目とも貿易に關することでございます。通商省当局から責任ある御答弁をすべきであると思ひますが、私ども銀行設立を意圖いたしまして上におきましてお答えできる範圍のことをお答え申し上げます。

先ず何をどこへ輸出する計画かという点につきましては、極く最近のプラント物の輸出で、契約ができ或いはで

きる見込のものにつきましては、仕向国としてインド、パキスタン、タイ等の東南アジア地域、それからアルゼンチン、ブラジル等の南米地域関係でございます。なおフィリピンも入っております。

それから品目といたしましては、火力発電設備とか紡績機械とか鉄道の車輛とか貨物船並びに油槽船などが主だった品目でございます。

○委員外議員(兼岩傳一君) 一項目ずつでやつて頂きますようか。それから将来の見通しを……

○政府委員(舟山正吉君) 将来におきましても、只今申上げましたような国へ、只今申上げましたような品目のものが一番多いのではないかと、いうように予想いたしております。

○委員外議員(兼岩傳一君) 今のお答えによりまして、品目のほうの問題です、あなたの言われるように、有望な明るい状態でないかと私の調査では報告を受取つております。例えばインドにつきましては、一万五千キロの水力のプラント輸出はどうやらキヤンセルされているのじやないか。パキスタンでタンク車百五十輛ですか、これも非常に危ないというふうに聞いております。現実にはそういう報告を受取つております。

それから仕向先につきましてはインド、パキスタンなどは安定いたしておりますが、併し輸出の貿易関係の協定が非常に窮屈になって、輸出に対して私は資料を持っておりますが、詳細は省きますが、非常に輸入に防遏的な関税を課せられているために非常に困難になっておる。それからフィリピン、

タイ、マレーその他の他は革命的な情勢で非常に大きな地域、例えばフィリピンでさえも四〇%からすでに解放軍のために占領されているという状態で、実際に非常に望み薄であり、これは第四項目に關係しております。中興の貿易を償うなどという可能性は全然ないように思いますが、その点、第四項目について、もう一度そうでないということ、品目と輸出仕向先について極めて有望ではないと私は再三申上げましたのですが、特にインド、パキスタンの、御存じでしたらキヤンセルになった、或いはなりそうなる事情を御承知でしたら御説明願います。

○政府委員(舟山正吉君) 只今御指摘の点は、私もいたしましては、通産省の見込によりまして、それに応ずる金融措置を講じておるのであります。貿易の実態については通産省からお聞き取りを願いたいと思っております。

○委員外議員(兼岩傳一君) 第二項の点について。

○政府委員(舟山正吉君) 第二の問題につきましては、先ほども申上げたのであります。輸出貿易を伸張いたします上において、このプラント物の輸出等に当りましては長期にして且つ多額の資金を要する金融が必要とせられておるのであります。その点が市中金融機関だけでは十分賄い切れませんので、これを補います上において特殊機関をこしらえる次第でございます。普通の短期の貿易金融で賄い切れます部面につきましては、従来通りの金融措置で十分の効果を挙げていると考える次第でございます。

なプラント物の輸出ということに

つきましては、東南アジア地域等未開発地域にプラント物を輸出することに よりまして、爾後の彼我の貿易関係、経済関係が緊密になり、今後の貿易促進上にも寄與するところが少なくないという見通しを持つておるのであります。

○委員外議員(兼岩傳一君) ユーザン スなども六カ月に長引いて、そういうこともあればうまく行つてないよう ですが、今何のこの計画が、従来保護 されたユーザンその他として、よほどこれが輸出計画において大きな 成績を挙げられるのでせうか。それから 私らのいるような調査によると、ち やつと先ほど触れましたが、輸出先、 東南アジアは非常に植民地反対の運動 が盛んで、国内的な状態が非常に困難 な状態になっておつて、それを抑え付 ける形において輸出されて行くので、 果して輸出の代金を支拂うというよう なことはどういふことになるかという 不安定の点を相当含んでいるように私 は思うのですが、その点も併せて御説 明願いたい。それからこれと関連して 見返資金をどうして使われたかという その根拠も拜聴したいと思うのでござ います。

○政府委員(舟山正吉君) このユーザ ンスはむしろこれは金融を円滑にする ための措置とか、第三問と関連いたす と思ひますが、東南アジア地域に對し ます貿易の見通しにつきましては、先 ほど申上げましたが責任当局でござ いませんから、私からはお答えは留保 いたします。

○委員外議員(兼岩傳一君) 損失は如 何ですか。損失が発生した場合の処 理、出したけれども代金は入つて来な

いという……

○政府委員(舟山正吉君) この銀行は いわゆるコンマリーシャル・ベシスに 関する事務をするのでありまして、損 失補填のためには十分人的、物的の担 保を要求する等、回収には遺憾なきを 期するのであります。

○委員外議員(兼岩傳一君) 見返資金 は……

○政府委員(舟山正吉君) この輸出銀 行法案を提案することにつきまして は、見返資金の活用につきまして、 いろいろ方面に政府の財政資金と合 せまして、できるだけ有効な方向に投 資なり融資なりするという根本方針に 基いて出したのでありまして、特に意 味はございません。

○委員外議員(兼岩傳一君) 見返資金 が使われるという点ですが、損失につ いてどうも御返答が明確でないという 点から非常に心配なんです、時間の 制限がございまして……、我々はこ れに對しては未開発地開発計画等々とい うようなもので援助させられること によつて損失も起さうけれども、見返 資金を使われるというリトル・マーシ ャル・プランという形で、非常に危険 なものだというふうな資料なり、見通 しを持つておりますが、それは了承し まして、それと第三の輸入に關して、 輸入がこういう危険な、こういう 損失の予期される、大した発展性のな いこれは予算ですが、そういうことに 力を入れられるよりも、輸入のほうを ユーザンズくらいでなくて、もつと本 格的な努力をされなければいかんとい うことで、それを大してされないと、 こういうことに非常に骨折つてお

を……

○政府委員(舟山正吉君) 輸出の促進 が必要であります。半面、輸入の促進も 非常に大事であるということは異論の ないところでございます。これにつき ましては、金融措置としてはユーザン スの制度も認め輸入業者の便宜も計ら っているのであります。その他は、例 えば今後は為替銀行等に預金部資金等 の資金も直接間接に流入して参るので あります。これらを活用いたしますれば、輸入物資の引取り並びにこれの製 造加工といったようなことについて は、国内の普通の金融操作で十分賄え るという自信を持つておるのでありま す。

○委員外議員(兼岩傳一君) そうする と、輸入は相當に自信を持つておられ 通しを持つておられるというわけでは ないか。

○政府委員(舟山正吉君) 私は輸入を いたしますうちの金融操作のことにつ いて申上げておるものであります。先 ほど申上げた金の御質問にお答えいた しました。輸入が現在予期通り、或 は計画通りに進行しておるかおらな い、その辺の事情については関係当 局よりお聞き取り願いたいと思ひま す。

○委員外議員(兼岩傳一君) 第四に、 中共貿易を犠牲にしてこれをあえてさ れるだけのバランスが一体とれている かどうか……

○政府委員(舟山正吉君) この問題も 私よりお答えの限りでないと考えま す。

○委員外議員(兼岩傳一君) 以上、委 員長の時間節約の御趣旨に副つて、僕

は非常に重要な問題を端折りました
が、今大蔵省側の政府委員が答弁され
たのを各委員のかた／＼がお聞きの通
り、実はこれは無理な質問をいわばし
てゐる。従つて殆んど満足すべき答弁
が得られなかつたのであります。それ
で私は議院運営委員会におきまして、
実はこれは非常に重要な問題で、日本
の将来の経済問題に決定的な影響を與
える問題だから、少くも大蔵省を中心
にして長期貿易計画の担当である安
本……私は安本の委員でございます
が、それから通産省、この三者の連合
審査を十分されて、こういう問題は小
さな区々たる個人的利益じゃなく
て、国家の大きな利益の上から詳細に
なされるべきだということを、議院運営
委員会でも申上げて、大體御了承を得
たのであります。委員長は非常に時
間を急いでこれを早く上げてしまへば
いいというふうになされておるようで
ございますから、ここで私の質問はこれ
で打ち切りますけれども、委員各位が
是非この問題は、私の所屬しております
安本の長官、今私が答弁を求めまして
も殆んど答弁できないので、これはや
はり通産の關係の大臣と、又政治的な
答弁を主として頂きたい關係では
大蔵大臣、そういうようなかたに御出
席頂いて、十分な審議を盡すような機
会を是非持つて頂きたいということを
委員各位にお願いいたしまして、僕の
質問はこれで終ります。有難うござい
ました。

○委員長(小串清一君) 輸出銀行です
か、輸出銀行じゃない……
○委員長(小串清一君) 輸出銀行です、大
蔵大臣や何かの出席を求めて……
○委員長(小串清一君) それは来られ
ないと言つてゐるのですよ。それは向う
のほうでの都合でとても空けられない
という返事なんですよ。
○委員長(小串清一君) それは今初めて聞く
のであつて……
○委員長(小串清一君) そうですか。
あなたのお話では、はつきり大蔵大臣
のを開かなければいけないというよう
な意味には聞いていなかったのです。
○委員長(小串清一君) いや、そうじゃない
です。
○委員長(小串清一君) 先刻の速記録
を見ればわかりましようが……
○委員長(小串清一君) 首相並びに大臣の出
席の……
○委員長(小串清一君) それはできな
いと、こう申上げて置いたのです。
○委員長(小串清一君) あのと……
○委員長(小串清一君) あのと……
○委員長(小串清一君) いや、私は保留して
あるのです。
○委員長(小串清一君) そうですか。
○委員長(小串清一君) これは質疑してやは
り根本問題を或る程度明確にしない
と、相当大きな問題ですからね。別に
共產黨から言われたからなんのこのう
たいうのじゃなく、私のほうはさつき
要求してあるのですからね。或る程度
のこういふ法案を通すに於いての将来
の見通しを見極めておやりになつて頂

きたいと思ひます。
○委員長(小串清一君) ちよつと申上
げますが、我々もいろいろ聞いたので
すが、予算のほうの審議が十分かかる
ので、時間の都合上、どうしても予算
は本会議に出ても相当に時間がかかる
から、予算の審議の間に大臣が動けな
いというふうなお話でありました。そ
れでこれも予算にやはり大體關係のあ
る法案ですから、若し皆様がたがまだ
質疑が足りないからどこまでもやると
いうふうならあえて通りませんけれ
ども、いろいろ議事の都合がありますか
ら、この程度で如何かと思つてお尋ね
したわけですよ。
○委員長(小串清一君) わかりました。これ
は大蔵委員会であつて相手は大蔵省で
あり大蔵大臣なんです。予算のほうで
幾ら時間がかつても、大蔵委員会では
はつきり長い時間はこの問題の見極め
はかかるまいと思ふ。たとい三十分な
り一時間という程度のものは大臣が割
いてこの法案の通過方を圖らなければ
ば、これは大蔵委員会としちや納得で
きないことになりやしないか、嚴重に
一つ大臣に掛合つて頂きたい。これに
關連してやはり通産省の責任当局者
に来てもらふよう、時間は私はどうか
らんとお思ひますから、お掛合願ひ
したいと思います。
○委員長(小串清一君) 私は今の問題は別に
しまして、先ほど特別職の給與の問題に
ついては、油井委員から三時まで待つ
てくれというお話があるのですが、三
時に丁度なつたのですが、一つこれ
の採決から片付けて頂きたいと思ひま
す。
○委員長(小串清一君) 速記をとめ

【速記中止】
○委員長(小串清一君) それでは速記
を始め下さい。外国為替特別会計の
資本の増加に充てるための一般会計か
らする繰入金に關する法律案を議決
いたします。
○委員長(小串清一君) この外国為替特別会
計に一般会計から百億繰入れるといふ
件ですが、どうして一般会計から繰入
れなくてはならないのですか。他の方
法はどういうふうな方法があるか、こ
の点先ず政府当局の意見を伺いたい。
○政府委員(大久保三郎君) 外為特
別会計の円の収入不足でございます
が、この百億を一般会計から必ずし
も繰入れませんでも、貿易特別会計の
二百六十億の繰入れに合せまして三百
六十億の繰入れがあれば、特別会計とい
はしましては円資金の不足は補えるわ
けでございますけれども、貿易特別会
計の繰入金で繰入れ可能なものは二百
六十億しかないといふことでございま
す。でそのほかの方法といたしまして
は、或いは見返資金特別会計からの繰
入れといふことも考えられると存じま
すけれども、これは財政金融の総合
的な見地から、それよりもむしろ一般
会計の繰入れを適當とするといふお
考えに、大蔵当局のお考えに基いた
ものと承知しております。若し政府資金
を用ひず、この不足を補ふという手
といたしましては、日本銀行からの借
入金、年度越の借入金でもいたしま
してこれを賄ふといふことも可能と存じ
ますけれども、これも又只今の経済
全般の情勢から見ても妥當でないとい
うお考えに基いたものと存じます。外
為委員会の私どももいたしまして、こ
の不足金の補填はこの原案のように

一般会計から繰入れて頂くということ
が、全般的な見地から一番いい方法だ
と、そう考へておる次第でございます。
○委員長(小串清一君) 今のお話によると、
貿易特別会計の繰入れと日銀の借入と
年度越の繰入といふことが、債務償還
からこつちへ廻せといふことも考えら
れないのですか。
○政府委員(大久保三郎君) 債務償
還と申しますのは、見返資金なので
ございませう。
○委員長(小串清一君) それは債務償還は見
返資金ばかりでなしに、政府のいわゆ
る予算の中に入つておられますから、ど
つちから出るというところ、両方入つて
でしよう。全体的に見て債務償還を減
らして充當する、そういう措置はとれ
なかつたのですか。
○政府委員(大久保三郎君) その辺
の財政処理につきましては、いろいろ
方法の選択があるかと存じますけれ
ども、その点につきましては、大蔵当
局からお答へ願ひましたほうが適當か
と存じます。
○委員長(小串清一君) 今の大久保さんの話
によつて大蔵当局の意見を聞かしても
らいたいと思ひます。
○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと失
礼しましたが、油井さんの御趣旨をも
う一回……
○委員長(小串清一君) この外国為替特別
会計の繰入れを一般会計から繰入れな
い、その財源としては、今大久保
さんが日銀の借入によるとか、或いは
見返資金とか、年度越のいわゆる繰入
でしようか、そういうふうなもので賄え
るという方法もありません。併し今度の
予算では、債務償還はありますね、そ
の債務償還をしない、或いはこれは

一般会計へ繰入れても同じ性質になるかも知れませんが、結果においては十分違ひ、債務償還をしないのでこつちへ向ける方法はあるか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは予算全体の問題であり、私から便宜お答えしますが、これは勿論当初からそういうふうな予定を立てておるわけであり、債務償還につきましても、そのときは別個に他の場合と同様にインベントリー・ファイナンス、という事で特に一般会計から予定して繰入れておるわけでございます。結局それだけの金額はいずれにしても予算として見なければならぬ。

○油井賢太郎君 そこで今政府のほうで一般民間からの吸い上げを汲み取りとしておることは、結局インフレ防止だと思ふのです。併し大蔵大臣が説明しておるのによると、最近のCPIは相当低くなつておるといふふうな際、なぜその上なおかつインフレを恐れて百億という大金を財政需要から繰入れて行かなくてはならないか。そこに矛盾が出て来る。そういう点について若し何だつたら速記をとめていきさつをおわかりになつたら話して頂きたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 大蔵大臣とドッジ氏のいきさつの内容は、勿論我々の申上げるあれではありませんが、従つて大臣に直接お聞き取り願う以外にはないのですが、全体としてインベントリー・ファイナンスをどうして税で賄うかといふことの環になつておるわけであり、勿論大蔵大臣も予算委員会でも常に答弁されておりました。安定は、二十四年以來安定しつつあるけれども、併しなお特需その他の

問題があつて、いつ再発するかかわらない、こういう懸念もなきにしもあらずである、こういうふうな言つておられます。これはインフレ、或いは財政経済全体の問題でありますから、私からいい加減な答弁を申し上げることは失礼かと思ひます。

○油井賢太郎君 この点はいずれ大蔵大臣が見えるでしょうから、見えたときに譲りまして、次にどうしてこういうふうな百億の不足ができたか、大休のことはわかつておるんですけれども、併しその原因といふものは、政府当局の考えと我々の考えと食い違ひがあると思はれるが、どういふわけか、どういふふうな不足ができたか、その根本をすね、これをもう一度お話を伺いたいと思ひます。簡単に結構です。

○政府委員(大久保三郎君) それではお答え申し上げます。二十五年度の予算を編成いたしましたときに、私も外貨の受拂ひの計画、これで受超が九千四百萬ドル、円に換算しましたと三百三十八億といふ予想であつたのであります。詳しく申し上げますと、受取りが七百三十七億三千八百萬ドル、支拂が六億五千四百萬ドル、この受超をどう賄うかといふ点につきましては、貿易特別会計から繰入れをしようといふことであります。この受超の予想以上、或いはまだ受取りの超過があるかも知れませんが、その場合に備へまして、余裕を見まして、買替からは余剰金の繰入れを五百億にする、そういうわけであつたのでございますが、然るにこの年度になりまして、円の収入不足の増加といふものが非常に多くなつて、年度全体を通じて千三

十六億円の収入に不足があるという計算がほぼ確実性を以て見込まれるようになったのでございます。その理由といひましたら、四つ挙げて申し上げようと思ひますが、第一は、二十五年度の国際收支におきまして外貨の蓄積といふものが予算上の貿易計画に比較いたしますと非常に巨額に達したのであります。これは御承知の通り七月以降の特需関係、これが発生いたしました関係もございまして、そうして只今私どもの予想いたしております国際收支のバランスを見ますと、二十五年度では受取りといたしまして十一億四千三百萬ドル、支拂といたしまして九億五千五百萬ドル、差引受超が一億八千八百萬ドル、円にして六百七十七億、こういう予想でございます。それから第二点といたしまして、前年度、前年度と申しましてそれは昨年の十二月から本年の三月まで四ヶ月でございますが、この貿易特別会計、為替特別会計の予想でございますが、これも願ひますと、かなり当初の計画に食い違ひが生じております。最初は二十四年度の十二月から二十五年度の三月末までの計画の受拂ひといたしまして、受けも拂ひも一億七千三百萬ドルといふ予想であつたのでございますが、実績は受取りが一億一千八百萬ドル、支拂のほうが一億三千二百萬ドル、差引八千六百萬ドルの受取超過に相成つたのであります。円にいたしまして、これが三百十億でございます。この二十四年度の外貨の蓄積に對照いたしますと円の不足は、どういふふうな処理いたしましたか、と申しますと、日本銀行からの借入、年度越しの借入でございますが、これが

百九十七億、それから貿易特別会計に對しまして政府輸出の代金を私どもの會計から支拂わなければならぬ分が百十三億あつたのでございますが、これを繰延べいたしました、一時支拂を繰延べることにいたしました、そうして三百十億の処理を圖つたわけでございます。

それから第三点といたしまして、外為特別会計の損益計算に赤字が発生いたしました、これは予期しない事情で、先ほど申し上げましたように、百九十七億の年度越借入金が生じまして、その利息の数字でございます。これが約七億でございます。それから同じようなもので、英米の銀行に對しまして円、ポンドの交換用の資金を外為會計から預託しておるのでございますが、そのほうの預託に關連する支拂が一億要りましたので、これで約八億、損益計算上の赤字が七億、それから預託關係のが一億合計八億円の不足が生じたわけでございます。それから第四点といたしましては、現実に発生しておる問題でございますけれども、先ほど申し上げましたような二十五年度の外貨の受取り、支拂を計算いたしましたのは、何分非常にむづかしいのでございまして、本年度も大分時期があつておりますので、実績その他を勘案して、相当妥當な大して誤りもないだろうと思はれる数字とは存じますけれども、なお國際經濟の轉變の激しいときでございまして、或いは千五億といふことを考慮いたしまして、それに対する万全の準備をいたしました、四十億といふものを計上いたしました、先ほどの二十五年度の外貨の蓄積増に

よる不足が六百七十七億と、二十四年度からの繰越しの關係の不足が三百十億と、損益計算上の赤字等が八億と、それから只今の輸出の誤差の計算が四十一億、合計いたしました、千三百六十六億といふものを見込みますわけでございます。

でこれに對する円の資金の供給でございますけれども、今度の予算を組みます際に、これの供給源をいたしまして、取り入れましたのが二つあります。予算にも計算してございまして、よく、貿易特別会計からの繰入れ、これが二百六十億でございます。それから本年度の九月から、御承知の日銀のいわゆるニュー・システム制度が実施されて、この制度では、日本銀行に對して外貨を売却いたしました、その売却による円の収入、これは細かく申し上げると、今の制度では、信用状を開設いたしましたと同時に、日本銀行は外國為替特別會計からその信用状全額の外貨を買取りまして、これを信用状を開設した為替銀行に貸付ける仕組になりました。そうして本来ならば、その信用状の開設、即ち日銀に對する外貨の売却後約二ヶ月ぐらゐで以て船積書類が到着いたしますのでございまして、その船積書類が到着するときに、為替銀行からサイトならば円が入るわけでありまして、今の制度では、その船積書類の到着する前二ヶ月先におきまして外貨を売却して、その対価が日銀から入るわけでございます。それを積みまして一億八千七百萬ドルでございます。円に換算いたしました、六百七十六億でございます。買替からの繰入れと合せますと、九百三十六億、これが以上申上

げました手段で以て期待できます収入でございませう。不足と差引きまして、まだ一般会計から繰入れらるべきものは百億と、こういう計算をいたしましたわけでございます。

○油井賢太郎君 たび／＼どうもこの点の御説明感謝でございますが、ここでちよつと伺つて置きたいのは、外貨の蓄積が約四億ドルあると言われているのですが、この四億ドルのいわゆる蓄積方法ですね、それからそれに対する収入、利子なども当然生れておると思うのですが、それはどういふことになりますか。

○政府委員(大久保三郎君) 外貨の蓄積の状況をお尋ねでございますが、これは為替管理委員会が保有いたしております外貨は、全部外国の確実な銀行に預金をいたしております。その預金先につきましては、日本にありません。外国の銀行、それから外国銀行とコルレス関係を保ちておられますが、そのコルレス取引のある外国所在の銀行、これに預けて預託しております。大部分は当座預金でございますが、先般来少しの運転資金に充てる必要の類以上、若干の余裕がございますもので、これの運用を考へまして通知預金にいたしております。この通知預金によりまして、或る程度外貨収入がございまして、その外貨収入を円に引き直しまして特別会計の利益にする、そういうふうな経理をいたしております。

○油井賢太郎君 そこでこの外貨は余つておるのですか。いわゆるドルが余つておるのですか。日本では……その蓄積方法は、今伺うと、外国銀行に預金しておると、まあ若干の運転資金以外は通知預金にしておるといふふうな

話ですが、その関係が、戦前のいわゆる時代の日本の金融界と違つて、今は状況が大分違ひますが、外貨が余つた場合の利用方法とか、活用方法とかは、どうも我々には納得の行かないような感じがするのです。これを是正する方法は何かお考えになつておられるのですか、或いはどういふふうに行けるかという点はどうでしようか。

○政府委員(大久保三郎君) よく日本の外貨が余つておる、余つておるといふ声を聞くのでございませうが、管理委員会といたしましては、余つておるといふことは言えないのではないかと、思ふのでございませう。と申しますのは、その外貨を運転資本に使ひまして、日本の現在の規模の輸出入を賄つておるわけでありませう。例を輸入のサイトにとりまして申上げますと、信用状を日本側の銀行が開きます際には、外国の銀行はそれを確認いたします。何と申しますか、支拂の義務を引受けてくれるわけでございますが、その確認をいたします際には、必ず若干の保証金が必要でございます。日本の銀行或いは金融全般につきましても、もつと国際的な信用が増進しますれば、或いは保証金、マージン・マネーと申しておりますが、これはだん／＼軽減されるかも知れませんが、現在の段階におきましては、そのマージン・マネーを積みなければなりません。そのマージンを積みまして、そうしてなお決済はサイトで決済されるわけでありませう。

向うのエキスポーターとこちらのインポーターとの契約は、向うが荷物を船積みいたしますと、すぐに銀行に手形を買取つてもらひまして、そうしてその銀行はそこで外貨を落してしまふのであります。その外貨の支拂の関係におきましては、支拂の繰延べといひますか、ユーザンスがつかないのでございませう。非常に忙しかく外貨も落ちる、又輸出で滞つた外貨がそこに滞るといふことで非常に金繰りはコントロールを要するわけでありませう。そういう意味で大部分の外貨というものは、短期の預金にして置かなければならん関係もございませう。なお若干の余裕といふものがございませうので、それを適宜に運用するといふことであります。そしてなお滞るばかりでも勿論困るのであります。輸入計画においてはそれと十分考慮いたしまして、輸入の促進といふところに重点を置いておるのであります。これは多少時期が……一月に外貨予算が充足しましてから、多少その点が不円滑なところもございまして、六・九以後の予算におきまして、相当大きな輸入計画を立てましてやつておるような次第でございます。

○油井賢太郎君 世間で流布されてい

るいわゆる外貨の蓄積という感じは、余つておる外貨の蓄積という感じが、それはあなたのおつしやるように勿論拡大されているのです。併しこれは半面から言つと、輸入が増大してドルが不足した場合にどういふ処置をとられるのですか。

○政府委員(大久保三郎君) 輸入が増大いたします時に、それを賄ひますのに二つ方法があるかと存じますが、一つは、日本の持つております外貨をそのまま使つて行く、食ひ潰して行くといふことが一つでございます。日本に保有する外貨はそのまま手を付けず

に置いて、外国の銀行からクレジットを得ると、その資金等によつて輸入をやる、そういう方法もあるかと思つております。只今のところ後者の方法とはつておりません。

○油井賢太郎君 そこで今は、ドルが蓄積されているから、一般会計から百億出して、円とのバランスをとらなければならぬといふことになりませうが、私の聞かんとするのには、それが反対に蓄積がだん／＼食ひ盡されてしまつて行つた場合には、一般会計との関係はどういふふうになりますか。

○政府委員(大久保三郎君) お尋ねのような場合を仮定いたしますれば、外為特別会計の保有の円資金というものは、非常な過剰を来たすわけでありまして、これは日銀に預金いたしますとか、又場合によつては預金部その他に預託するとかいふ、円資金の非常に過剰の時期も来るかも知れませんが、そう想像いたしますと、そういうことになりませう。

○油井賢太郎君 今までの問答で大体明白になつたと思ふのですが、結局外為特別会計で円が余れば、日銀に預託するとか、政府に預託することができるとか、こういうことになるのですから、赤字ではないのですし、結局百億といふものを一般会計から特別にこの外為のほうへ今日預けなければ、私はないという結論になつて来るのではないかと申すのです。若し輸入のほうが増大すれば、自然これは解消されて来るといふことになる以上は、暫定的にこの措置を講じて置けばいいと思ふのです。どうして暫定措置を講じないで、一般会計から繰入れて恒久的な措置をとるか、こゝろに点になるのですが、

これに対しては、あなたの御意見としては如何ですか。

○政府委員(大久保三郎君) 場合によつては、現在のように外貨の蓄積があり、或いは逆に日本の外貨を食ひ潰して輸入をするといふ場合があるから、今の保有は一時的だといふ御意見のように承つたのでございませうが、果して日本の只今申上げた保有をどん／＼減らしていいものかどうか、これは非常に政策的に大きな問題であらうかと思ひます。或いは先ほどちよつと申上げたように、日本の蓄積した外貨といふものは、やはり何かの大きな目的で以てこれを保有して、そうして輸入の面においては入超を圖る。それは或いは外銀、いわゆる外銀のみでございませう、海外の金融機関からですね、クレジットを得て、それで以て賄つて行くといふ方法もあるわけでございます。必ずしも、又風向きが變つて、日本の外貨がどん／＼減つて行く場合もあるといふことはちよつと言えないんじやないかと考えます。

○油井賢太郎君 そこで通産省からも通商局長が見えておられるのですが、今の日本の状況で外国に対してクレジットの設定をするほど信用が回復されてないのですか。それとも輸出の輸入関係で日本の信用で輸入を増大させて行くまでの段階に至つていないのですか。その見通しをお話願ひたいのであります。

○説明員(岡部邦生君) 通商局長ではございませう、振興局長でございませう。今まで私どもの聞いております程度では、まだそういう段階には至つてい

ないということでありませう。

○油井賢太郎君 それじや振興局長は相当貿易面のこととお詳しいわけですね。この会計法案と、もう一つ関連いたしまして輸出銀行法との関連になります。今通産省で計画されておる貿易というものは、輸出に重点を置かれていて、輸入のほうはちよつと第二義的に考えられておるように見られるのですが、そういう点通産省としての根本方針はどの程度になつておるか。これは通産委員会でありまけんから、極めて簡単によろしくございます、要点だけで……。

○説明員(岡部邦生君) 只今御存じのように輸出が大体八億程度となつておるわけでありませう。日本の国民経済の回復のためには、やはり目標は十五億くらいが適當だろつと思つております。その線までには是非輸出を振興したいと考えております。それに対応いたしまして、輸入は勿論原材料の獲得ということで進めなければならぬと思ひます。

○油井賢太郎君 そこで今の状況は、世界各國の経済状況を見ると、物価はいろいろの關係で上昇気味になつておりますが、折角日本であつたが輸出振興をされて、輸出のほうには伸張して行つても、その輸出代金が輸入の物品に変わるときになると、折角コントラクトを組んだ輸入がキャンセルを食つたり、或いはなか／＼取引が思うように行かなかつたりというので、高くなつたものを、少い数量を日本が輸入をするという時期に立ち至つておるといふことはこれは事実で、そういうふうに通産省は思ひになつていないのですか。

○説明員(岡部邦生君) 原料高の製品安という段階は参つておりますけれども、今のお話のところまでは行つておらんと思つております。

○油井賢太郎君 これは見解の相違になると思ふんですが、最近輸入を増進してもらいたいという意見が国民の間に特に強いんですね。それはどういふわけかという点、今私が言つたようなことを恐れての事も相当そこ含んでおると思ふ。いわゆる輸入振興について、通産省としての御意見はどうですか。

○説明員(岡部邦生君) 輸入を増進しなければならぬということは勿論でございますので、従つて為替割当方式におきまして、従来の方式を改めまして、自動許可制の範圍を随分擴張しております。又長期資金割当の方法をやつております。そういう方法によつて輸入の増進を図つて行きたいと思つております。

○油井賢太郎君 それは輸出の奨励と輸入の増大とのバランスが、どうもアンバランスになりがちなんです、その点はどうですか。

○説明員(岡部邦生君) 輸出のほうの奨励策につきましては、只今この輸出銀行法案の御審議を願つておるのであります。が、むしろこういうものは過ぎに過ぎたと思つておるのであります。決してアンバランスと思つておりません。

○油井賢太郎君 いや、通産省が企圖した従前の輸出重商主義というものは、今日誤つておるとは思われないうすか、失敗したとは思われないですか。

○説明員(岡部邦生君) 不幸にして私のお言葉に對しまして御答弁すること

とを御存じです。まあ我々折角努力しておるわけでございます、御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(大久保三郎君) 只今の御質問、通産省に對してと存じますけれども、外務委員會のほうでも外貨の關係で多少関連を持つておりますので、御参考までに申上げたいと思ひます。輸出のほうには御説の通り非常に楽しんでございませう。非常に申しまして語弊がございませうが、比較的楽に行きますが、輸入のほうになりますと、かなりいろいろとところに隘路がある。一つは根本になりますのは、外貨資金の割当でございます。それから手続の点につきましても、例えば外貨予算の編成であるとか、その外貨予算に組む品目であるとか、地域であるとか、或いはその発表の時期であるとか、その割当の方法であるとか、そういう点で輸入業者の本当の要請にびつたり一致しませんで、なか／＼むずかしい。その点につきましても、私そのほうの専門家でございませうけれども、同僚の者から聞いておりますところでは、この外貨の割当につきましても、この外貨予算の発足いたしました当初は、かなり不慣れがございまして、今申上げた点についても遺憾の点があつたと思ふんです。特に又ドル資金の使用につきましても、かなりコンサソチブな運用であつたように思ひます。ところがだんだん／＼経験を重ね、又情勢の変化に應じて、改善すべき点は多少改めて参つたと思ひます。特に六月以降の予算におきましては、七月に自動許可制というものを布きまして、これは只今のところ品目は百二十二品目でございます。殆んど日本の輸

入されます利用物資の中で、食糧それから米類その他を除きまして、殆んど自動承認品の品目に入つております。そうして御承知の通り、業者は一々割当を受けるのでなしに、銀行に承認を求めて、その予算は始終こう明いておるわけでございまして、受けがあれはすぐにそれを許可して行く。それで輸入の区域につきましても非常に振舞はして、どこからでもいい、例えば例を綿花にとりまします場合に、米綿につきましては、只今のところガリオアの輸入でございますが、何分米綿の割当が減りまして、日本の紡績界としましては供給に非常に心配したのであります。幸い自動許可制がございしたので、いろいろな地域から輸入をいたしまして、メキシコであるとかそれからアルゼンチン、それからパキスタンは勿論であります。エジプト、そういう方面から殆んど綿花のできます地域から非常にスピードで以て買付を相當量いたしたように聞いております。その点では相當進歩したのじやないかと思ひます。自動承認制の実施される前におきましては、全体の輸入の大体八五%ぐらいは通産省の割当品目で、例の先着順の輸入は十五%ぐらいであつた。現在では輸入の半分以上、七割くらいは自動承認制の下に輸入されておるといふ状態でございます。

○委員(小串清一君) 大久保政府委員にちよつと申上げますが、時間の關係もありまけんから簡単に明瞭に願ひます。

○政府委員(大久保三郎君) それからもう一つ金融のことでございますが、これもユーザンズ割の実施によりまして金融の効果が生じたのではない

かと、そう存じます。

○油井賢太郎君 もう一点伺つて置きたいんですが、輸出貿易振興というのを非常に通産省でも心掛けておられるのはわかるんですが、貿易がどつちかという点、やはり大体が自主性じやない状態になつておるので、結局貿易当局者のウエイトというのはどつちにあるかという点、輸出する場合に外國側の商社にある。これは当然なんです。ところが日本の金融界が、輸出貿易に對して思うような融資が行われないため、或いは時期的なズレ等において、当然もう暫く待つておれば相當いい値段で買取り得るような状態でも、安くて何でも手放さなくてはならないという状況で、みず／＼損しておる場合が相當多いですね。これに關しては、通商事務局ですか経理課ですか、そういうところを以て、私の仄聞するところによると、一、二有効な手を打ちになつておられるようですが、そういう手の打ち方が遅いので、みず／＼安く売つておつて、貿易の伸張等といつても、量は行つても金額においては一向上らない、こういうような状態も出るんですね。こういう状態を一つ何か脱却して行くためには、通産省としては、貿易資金という關係は、このプラント輸出ばかりでなしに、一般商品の時期的金融というものを相當圖らなくてはならないと思ふのです。そういう点について、今回の輸出銀行法に織込むような交渉でもされたか、そういうふうなお考えはなかつたか、これを一つお聞きしたいのです。

○説明員(岡部邦生君) 輸出資金全体の問題といたしましては、今日買手の

再割、適格担保というようにすることでや
つております。今年の六月頃には相当
逼迫した状況に相成りましたが、その
後割合に状況が緩和して参りました。
むしろ問題は輸入資金にあるというふ
うに考えているわけでありまして、そ
れも先ほど御説明したと思ひますが、一
応ユーザンスの適用によりまして、解
決されている御指摘のような問題はご
ざいませうが、これは何と今このうち
泳いでおるといふのが実情でございま
す。それでこの銀行につきまして、今
おつしやいましたようなことを考えた
かどうかということですが、これはもと
とで考へておられて、そういう点ま
では最初から触れておりません。
○油井賢太郎君 そこで話は元に戻り
ますが、百億の今度の外貨に對するこ
ころの資金を、日銀からの借入によつ
てどうして一時的に賄つて行く方策が
とれないかということ、その何か有力
な根拠があるのですか。これは大蔵
省、或いはどなたでも、責任者の答弁
を願ひたい。

○政府委員(石原周夫君) 外國為替特
別会計で不足いたします円資金を、
一般会計からの繰入れによらないで借
入金でやるという問題であります。こ
の点につきましては、従来二十五年度
の予算を作つて参りましたとき以来、
政府の見合ひの資産を持つております
るいわゆるインベントリー・ファイナ
ンスという言葉を呼ばれますが、そう
いうものに対しては、借入金によりま
せんで、これを一般会計の繰入れ、或
いはその他ドル資金の収入を増加して
その自己収入で賄ふと、こういうよ
うな方向で行くことにいたすというや
り方をそのままとるべきであるとい
う、こういう考へ方をしておるのであ
ります。先ほどその点に關連いたしま
して、油井委員からお尋ねのありまし
た將來輸入が増加すれば、それだけ
の円資金が余るといふ問題があるの
であります。これは先ほど外國為替管
理委員會のほうからお答へのありまし
たように、現在蓄積せられてつある程
度の外貨は、將來に亘りましてなお輸出
の輸入の規模も増大いたしますから、こ
の程度の外貨の保有は必要であらう。
従ひましてそれに対しては、やはり
資本を蓄積する方法が必要ではないか
というのが全体の考へであります。
○油井賢太郎君 結局この一般会計か
ら繰入れをして、輸出の増進を図ると
いうことは、國民の負担を増すという
ことに帰着するわけですね、それには
相違ないんですか。
○政府委員(石原周夫君) 國民の負担
を増加するということに相成ります
が、要するに経常の歳入を以てしま
して、そういうような繰入金をしてしま
い。それによりましてインフレーション
の再発ということを避けまして、経
済を安定させることが必要である、こ
ういう考へであります。

○油井賢太郎君 もう一点、そのイン
フレ防止は主として今度の場合考へ
られたのかということが今のお話では
そういうふうに聞えるのですが、現在
インフレが増進していないということ
は、大蔵大臣がしばしば「予算委員會等
で説明しているCPIが下つてい
る」といふことも立証されているので
すが、その食い違ひは當局ではどう考へ
られるのですか。
○政府委員(石原周夫君) 私からお答
えしているのは、実は不適當かと思わ
れるのでありますが、実はインフレ
ションの再発を防止するために、依然
として従来と来たつたところの安定
政策はこれを持続をいたす、最近にお
ける状況も併せて考へまして、そうい
うことが必要であるという考へ方であ
るというふうに御了承願ひたいと思
ひます。
○木内四郎君 石原君から言われたん
ですが、借入金の話をされたが、日本
銀行で外貨を売るといふことは會計法
上できないのですか。外貨を売つて円
資金を調達するといふことは何か支障
があるのですか。
○政府委員(石原周夫君) 現在のい
ゆるユーザンス制度と申しまするが、
外貨貸付制度の下におきましてはLC
が出ましたときに外貨を外國為替管
理委員會から日本銀行に持つて行くわ
けです。併しながらそれ以外の一般的
なこちらの外貨保有を減らしますた
め、日本銀行に外貨を売るといふ方
式は考へていないのであります。
○木内四郎君 考へていられないよう
だけれども、會計法にはつきりある
ことはあるのだから売るとは可能で
すね、會計法上は……
○政府委員(石原周夫君) 法律上不可
能といふことはございせん。
○木内四郎君 そうすると全然假定の
問題だけれども、その法律が通らな
かつた場合、円資金の不足は外貨の売却
によつて調達することができま
すね、法律上は……
○政府委員(石原周夫君) 今お尋ねの
法律上の問題だと思はれるのですが、
法律上の可能か不可能かという問題
は、私はできると思ひます。

○木内四郎君 ではそれで結構です。
○委員長(小串清一君) 大蔵大臣が見
えましたが、この問題を暫らくこの
まま置きまして、大臣の御都合があ
らうと思ひますから、日本輸出銀行法案
についての質疑を……
○油井賢太郎君 大臣にお伺ひしたい
のですが、今度できる輸出銀行法によ
ると、輸出の増進を図ることが目的な
んですが、これは予算委員會等でも十
分大臣と各委員との間に折衝されてい
る問題ですから、極めて簡單でいいん
ですが、輸入をやはり或る程度これに
見返りになるように増進させなければ
バランスがとれないと思ひますね。
結局大臣はCPIが最近下つて、
日本の國民生活は楽になつていて、
こういつても一方において、その半面
においては楽になつたが、輸出された
ものが海外へ出されて、その見返りに
なるものを買おうとするときには、す
でに海外の物価増進は相當高くなつ
て、高いものを買入れる、こういうよ
うなことで以て輸入が増進しなくて、
いわゆる飢餓輸出のような形で以て増
進している。ここに矛盾がありはしな
いかと思ひますが、ここに日本輸出
銀行法をお作りになる際において、こ
の見返りになることと輸出増進策を
どのように考へておられるか、この点
について一つ大臣から詳しく御意見を
承りたいと思ひます。
○國務大臣(池田勇人君) どうも、予
算委員會で或る委員より總理並びに我
れに御質疑があつたのでありますが、
今の状態をいたしまして、輸入の促進
を図ることが最も必要な状態でありま
す。当初この外貨予算が我々の手に移
りまして、輸出の計画をいた

したのでありますが、或る程度不慣れ
な点もございまして、或いは最近に
おきましては相當統制的な状態も発生
いたしまして、なか／＼思うように行
かないのでありますが、我々いた
しましては予算の使ひ方を、できるだ
け輸入を促進せられるような方向に向
けて行きたいと思ひます。只今のところ
第三四半期並びに第四四半期につ
いて見ますと、私は大体輸入のほう
が、外貨支拂のほうが外貨を買ひより
も多くなる計画で進んでおります。こ
れは外貨の問題でございませうが、一方
輸入を促進いたしますために、外貨が
あつても国内に円資金がないと、こ
ういふうたこともあるのであります。
私といたしましては、日本の設備その
他を合理化する必要があるもので、
外國の器具、機械等の輸入の促進を
図りますために輸出資金を使つて、今
年度内から一つスタートしたい、こ
ういふ計画を持つております。
○油井賢太郎君 そこで私の質問中の
CPIが下つていっているという大臣のお
言葉と、それから世界各國の他の物価と
の比率ですね、これはどんなことにお
考へになつておりますか。
○國務大臣(池田勇人君) 最近の状況
を申し上げますと、まあ六月までを表
にいたしまして、私の調べでは、小売物
価はなか／＼よくわかりませんが、卸
し物価になりますと、大体アメリカが
七、八%の卸売物価の上昇ではないか
と思ひます。イギリスが同様の方法で
いたしまして、一三、四%の卸売物価
の上昇、日本は大体九月において三%
で、十月は一〇%ぐらいであつたかと
思ひます。こういう状況でございま
す。アメリカのほうの小売のほうは私

はまだ資料を持つておりませんが、消費物資その他は、これは卸売と同様に、或いはそれ以上に上つておるのではないかと。それからイギリスのほうは、卸売物価は上りましたが、いろいろ小売物価は従来から上つていない。小売物価は相当抑えられておりまして、そう大して上つていないのではないかと。無論卸売物価ほどではないか。一、二%ぐらいじゃないかと思つております。日本の状況は、大抵卸売物価ほどではないと思つて、これが、これは今ちよつと記憶いたしておりますが、そういう状況であらうと思つております。

○油井賢太郎君　そこで昨年以来日本の物価の趨勢は大体平になつておるか、或いは少し下向になつていたというの、これは大臣もさう言明された。併し他の諸国におきましては、日本より一足先にいろいろの關係上物価が上昇を示してゐる。そういう際に日本において輸出に力を入れて、そのためドル資金が相当獲得され、蓄積された。こういう現状になつたことは、これはまあ輸出増進という誠に結構な題目であつたが、結果においては日本の経済事情は余り感服でき得なかつたのではないかと、かようにも思ふのでありますが、そういう見地では大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君)　私はこの消費者物価指数が、昨年の九月一四〇であつたのが、今年の四月、五月頃一二四になり、一六とか、こういう状態は非常に望ましいことだと考へておるのであります。ただ朝鮮事変後或る程度の上昇過程をとりまして、九月です

か一三〇、こういうことになつております。十月はそれよりもちよつと、一三二、三ぐらいじゃないかと思つてゐるが、これはまあ朝鮮事変の影響を受けたり、或いは國際状況の關係がありまして、或る程度の上の止むを得ませんが、この程度ならまあいいことではあるまいかと考へておられます。

○油井賢太郎君　日本の情勢はさうなのですが、それは至極結構なものです。ところが諸外国では諸般の状況から物価が上つておる。これはもう大臣さつきのお話の通り%がもうこれは明確に示しておられます。さうしますと、日本がどん／＼輸出して獲得したドルというものは、これは輸入代金に当てはめるときに極めて不利のドルになつてしまつたという結果が出ておるのですね。さう考へても差支えないでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君)　不利なドルになるということとはちよつとわかりませんが、私はこれは外貨の獲得は、輸出の増と、それから貿易以外の特需關係の増と、こういうことによつておると思ふのであります。ずつとこういう状態が長く続こうとも考へません。併し又長く続いた場合におきましては、先ほど申し上げましたように輸入を極力増進する、それでマツチさせたいと考へておるのであります。

○油井賢太郎君　只今私が不利のドルというの、百の物を輸出して、そのドルで以て買ひ得られる物品が百であつたとすれば、これは普通のバランスだとして、それが折角輸出した代金で以て九十しか買えないように先方が上つてしまつた、このことを言うのです。結果においてさういふふうになつ

ちやつたのじゃないですか。

○國務大臣(池田勇人君)　大抵私は外國ばかり上りましてこつちが上らないとは言つていないのであります。アメリカよりは日本のほうが卸売物価は上つております。さうして見ますと、さういふことが物価が上らなくて、向うがばつと上つたということも考へておられます。

○愛知揆一君　ちよつと議事進行……先ほど特別職の給與問題については午後四時までに一處待とうということになりましたが、何らお申出がありませんかを皆さんで確認して頂きたいと思つております。

○委員長(小串清一君)　今愛知委員からの御発言は実は私のところへ伝言がございまして、補見議員から、どうも今まで返答がないから特別職のほうは議事をお進め下つてもよろしいですというお言伝がありました。

〔了承と呼ぶ者あり〕

○油井賢太郎君　それじや続けます。そこで日本が輸出の増進に力を入れておる時期と、それからアメリカ、或いはその他の諸国が日本に對するところの向うからの輸出、この時期的ズレが、物価の高騰の時期的ズレと相付つて、今日日本が思わぬような輸出増進の形をとつておるというふうに私も解釈しておるのです。それが積り積つてドル資金の蓄積と、さういふふうになつたと思ふのですが、さういふ点について今回この輸出銀行法とも大きな関連がある外國為替特別会計との関連について申し上げたいのですが、一般會計、つまり國民の負担においてなされておる國家の財政からこの會計に百

億という大金を廻すというのは少しく當を欠いていないか。而も大臣はさういふことを最初固執せられておつたというふうにも聞いております。さういふ点から見ても多少大臣の考へ方を最初通りになさつて行くということはおやりにならないですか。

○國務大臣(池田勇人君)　私は他の機会でも申し上げたように、朝鮮事変が起らない場合におきましては、実はインベントリー・ファイナンスはしななくとも済むと、さういふ考へを持て、殊に來年度におきましては債務償還は一般會計からしないと、さういふ方針でおつたのであります。然るとさう朝鮮事変が起りまして、さういふインフレ機構という言い過ぎかも知れませんが、インフレの要因なきにしろあらず、さういふ状態になつたのであります。かかる状態におきまして或る程度のインフレ要因であるところの減税をするがよいのか悪いのかということとは問題になりませんが、私はさういふ場合でありまして、國民の最も熱望しておられます減税はしなければならぬ。これが第一。それで他にインフレ要因を抑える方法を講じなければならぬ。さういふので、実は状態の變化に對應いたしまして、減税は予定通り、予定通りということと、さうい

ませんが、予定程度になつた。さうしてインフレ要因であるところの通貨の膨脹その他を抑えるために外貨に輸入に適當であること、さう考へることになつたのであります。

○油井賢太郎君　そこで百億を外貨へ入れるよりは減税にしてやつて置くとか、或いはこの次の昭和二十六年年度の予算の政府財政收入の一端とするよう

な考へはなかつたのですか。

○國務大臣(池田勇人君)　これは來年度のあれに持つて行くといふことよりも、政府が剰余金で残すよりも外貨のほうで非常に金に困つておるのでありますから、入れるのが適當と考へたのであります。

〔質疑打ち切りと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君)　これで別に御発言がないようでありますから、質疑は盡きたものと認めて直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君)　御異議ないものと認めて討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○油井賢太郎君　民主党は、この日本輸出銀行法に賛成するものであります。併しなからこの法案の趣旨とするところは、プラント輸出にありまして、すでにもう外國との取引が契約されたようなものの輸出を増進させるための金融を行つたというのが目的になつております。併しなから今日世界の經濟界を見ますと、さういふ、日本よりも却つて諸外國のほうで物価の上昇が早足で進行してゐるやうにも見受けられるのであります。さういふ際に、この輸出銀行法によつて輸出の振興を図るということ自体が多少考へられるべきでないかと、さういふことは、日本に併し輸出の振興といふものは、日本にとつて必要欠くべからざるものであり、同時にこの見合せになつたところの輸入に對するところの方策も當然立てなくてはならぬといふ段階になつて思ふのであります。従つてこの法案を今

日通すに当りまして、政府は今後輸入についても一段の何か対策を講じまして、輸出と輸入は、本間にバランスのとれるような日本貿易状態に持つて行くという事を将来とも図られんことを希望いたしまして、賛成するものであります。

○委員長(小串清一君) 別に御意見もないようでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。日本輸出銀行法案は、衆議院送付の原案通り可決することに御賛成のかたの御手を願います。

〔総賛手〕
○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案の通りに可決すべきものと決定すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四四條により、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、表決の結果を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
大矢半次郎 山崎 恒
木内 四郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
九鬼紋十郎 森下 政一
松永 義雄 小宮山常吉

小林 政夫 杉山 昌作
油井賢太郎 森 八三一

○委員長(小串清一君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

○委員長(小串清一君) 次は、特別職の職員に給與する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○油井賢太郎君 この特別職の給與問題で先ず眼につきますのは、大臣とその他の職務の人々、そういういろいろの顔触れが並んでおられるのですが、いやくも国家の大臣と言へば、代表的な人物であるといふこともなつておりますが、そういう人々とそのほかのかた々と同列に扱うということは、これは多少疑義があるじやないかと思つて、そういう点について大臣は少し一格上にするといふような、そういう案はなかつたのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 今回の特別職の給與に關する法律案を改正するに際しまして、國務大臣と一緒のグループに入つておられます各種の委員がございまして、この委員につきましては、これを場合によつては國務大臣のグループよりは下にしたらどうかといふような意見もあつたのでございます。併しなからこの各委員、又は委員長、それぞれおの／＼沿革的に特殊の事情を持つておられますし、又その中の或るものにつきましては、それ／＼の根拠法規によりまして、國務大臣と同等の給與を給する或いは例えは國家公安委員會の委員についてこれを申しますならば、法務總裁と同じ給料を支給するといふふうな基準がそれ／＼ありまして、俄かに現在の段階においてこれを

國務大臣のグループと離すということでは、困難であるといふことになりまして、一応現在のままにそれを据置きするといふようにいたしております。

○油井賢太郎君 もう一点、これは國會の内部でよく同僚諸君から私は耳にするのですが、國會議員といふのは、いやくも國家最高の機関の一員である、その國會議員の給與と、これは私個人といふのではない、これは全体の氣持を反映して言つて言つて、事務局長との開きがあるといふのはどうもおかしいじやないか、こういう点が出ておられるのですが、これに対しては、制定當時何か問題にならなかつたのですか、そういうことを勘案されなかつたのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今御指摘の衆議院及び參議院の事務局長が國會議員の給與よりも高いといふのはおかしいじやないかといふ点でございまして、これはこの特別職の給與に關する法律が制定される際におきまして、兩議院の事務局長に對しまして、そのときにおける現給を保障するという建前からいたしまして、その結果といつておる、左様な沿革を持つておるのでございます。

○油井賢太郎君 もう一点はこの前もあなたに伺つたのですが、例の食糧配給公同の手当が百分の三十から一率に百分の十になつた点ですが、これはいろいろと折衝を重ねて見た、併しなから結果といつたしましては今度の補正予算に關係があるかないかといふ点について參つたわけなんです。特別職のいわゆる會計といふものは、補正予算に何ら關係がなく、而も例えはこれを百

万の十から百分の十五に上げたとして、補正予算を取る必要もないといふことを説明いたしたのですが、そういうのはいわゆる大蔵當局のほうの証明がなくちや我々は納得できないといふふうな話もあつたんです。そういう点について當局として折衝されるときに、少しくその点が手落ちじやなかつたかと思つたのですが、そういうことは折衝されずにいきなりこういうふうにしたのですか。

○政府委員(磯田好祐君) 只今の点につきましては、この前の委員會におきましても問題になりましたように、實際におきまして他の公務員の特別俸給表或いは調整俸給とのバランスをとりまして、現実に支給されておるところの公同の特別手当二十というものを基準にいたしまして、これをその半分の十にするという形にいたしました。従いましてその範囲内におきまして、現在の予算を以て支拂できるという形には相成つていたわけでございます。只今油井委員のお話のありました百分の十五にするという点につきましては、当初は關係方面とはこれを折衝しなかつたのでございまして、従いましてその間において予算が、現在の予算を以て足りる足りないといふような折衝の問題は当初はなかつたのでござい

○油井賢太郎君 いや、そこなんです。我々國會でこの前審議して決定したのは、法案では百分の三十なんです。あなたのほうで百分の十五といふなら法案上はやはり百分の十五として提出すべきが至當なのに、百分の十といふきなりなつたことに、これははな／＼問題が出てしまつた。これはあなたのほうから百分の十として

いわゆる了解を求められたらと思つて、すが、たしかそんなでしよう。

○政府委員(磯田好祐君) さようでございます。

○油井賢太郎君 それが國會のほうの、法案を我々が作つたときの事情を調べないで、ただ結果論から言つて、そういうふうになされたので、こういうことが出たと思つたのです。この点は今更練返しては申上げませんが、將來においてやはりそういう点を十分留意されることを特に強く要望して置きます。

○委員長(小串清一君) 別に御発言もないようでありますから、本案につきまして質疑は盡きたものと認めて、討論に入ること、に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

○油井賢太郎君 今回の改正案は、私は遺憾ながら希望條件を付して賛成いたします。それは三点遺憾な点があるのであります。

一つは、大臣の給與といふものは、やはりこれは國家の最高機關の地位にある人々であつて、同列に並んでおる人々よりはもう一段上の支給をしても然るべきではないかと、かように考へる点と、第二番目には、こ

う國會議員といふものと國會職員といふものとの間において格差が反對に付いてゐるという点を將來は修正すべきではないかといふ点、いわゆる事務局長が國會議員よりも高い給料を得ておるというの、國民に與える感情上、國

家の最高機関である議員よりも上になつておるといふふうな事務総長があるというの、多少おかしいのではないかと、こういう点を將來議會がありまして、是正すべきだと思ふのであります。

第三点は、我々がこの前、この大蔵委員会においては百分の三十というふうな食糧配給公団の特別手当の最高額をきめたのであります。今回政府がそれを、或いは特別手当を半分にするという原則に従つたということで、それが百分の十になつたという矛盾であります。やはり國會の審議というものを尊重するならば、これは百分の十五を超えない範圍内というふうな工合に訂正すべきが至当ではないかと思ふのであります。

以上三点は、甚だ政府として怠慢であつたと私も考えますが、將來の機會においては是正されるということを強く要望いたして、この案に賛成いたします。

○委員長(小串清一君) 別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより採決をいたします。特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(小串清一君) 過半数と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本會議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告あることとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

告の内容は、本院規則第四百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告あることとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎 山崎 恒
木内 四郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
九鬼紋十郎 小宮山常吉
小林 政夫 杉山 昌作
油井賢太郎 森 八三一

○森下政一君 だん／＼今朝来精勵いたしまして、本委員会に付託されておる未決定のものはだあと一件だけになつたのであります。幾つものについて、私も党内で多少協議することがありまして、暫く休んで頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) では約二十分ほど休憩いたします。

午後四時二十八分休憩

午後七時三十七分開会

○委員長(小串清一君) それでは休憩前に引き続きまして開会をいたします。外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案を議題に供します。

○愛知揆一君 質疑を打ち切りまして、直ちに討論採決に入つて頂きたいと思ひます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小串清一君) 然らば御異議ないものと認めまして、討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

○油井賢太郎君 我が民主党は、この外国為替特別会計に一般会計から繰入れをする法律案に對しまして反対の意見を表すものであります。その反対の理由といたしまして、そのものは、現内閣が唱えておられますところのデイスインフレの線というものが今日や持続されておるといふ状態になつておられますが、而もそれが却つてデフレの線にまで引下つておると見られる筋があるものであります。そういう際におきまして、國民のいわゆる蓄積から出されたところの國家財政の一般会計よりこの會計へ百億という大金を移すことによつてデフレの線を強めるといふことに對しまして、先ず第一点の反對の論議となるのであります。

更に第二点といたしましては、輸入と輸出の關係でありますけれども、今回の會計におきまして百億という大金を一般会計から繰入れなければならぬという理由のものは、輸出の増進に力を入れると同時に、輸入の面におきまして我が國の經濟を建直すための物資を相当多量に取入れられるべきであるにかかわらず、この点において政府の施策が多少誤りがあり、従つてそのしわ寄せが今日百億という大金を一般会計より繰入れなければならぬという状態になつたのであります。

こういう点につきましては政府におきましては當然輸出の増進を圖ると共に、輸入という面におきまして、將來相當の考慮を要すべきであると思ふのであります。

その他、先ほど大蔵大臣の説明によりましてもおわかりの通り、CPIの件、或いは貿易關係の点等におきまして、予算委員會の質疑應答によつて我々の意見は盡きておると思ひますが、時間の關係上幾々申し上げませんが、我が民主党といたしましては、予算の關係上からいたしまして、この法律案に對しまして反対の意を表するものであります。

○森下政一君 日本社会党は本案に反對をいたします。先に食糧會計へ一般会計から繰入れを行うこととなりまして、そのときにも私もこれに對して強く反對の意見を表示いたしました。同時に皆さん御承知の通りに、二十四年度予算審議の際に、見返資金からする債務償還に反對し、而もこれらのことが強引に強行され、結局これが満ちたので、金詰りという現象が非常に顯著になつて参つた。急にまだ償還年次の来ない旧債を償還しておる。それが結局廻り廻つて民間企業に放出されるにあらずして、却つて金詰りに拍車をかけるというふうな結果になるのではないかと、このことを恐れて反對したのであります。ところが、二十四年度末が近づくに従ひまして、私も憂慮いたしましたことが極めて顯著に現われて参つて、遂に深刻なデフレ現象を呈して来ることに至つた。それで二十五年度予算の審議に際して、これ又皆様の御記憶に新たなように、見返資金からする債務償還ということに日本社会党は強く反對しまして、二十四年度の年度末に現われておるところの經濟難、日本經濟が八方塞りになつて来たというその要因がどこ

にあつたかというところを探求するならば、政府はすべからずその財政經濟政策を転換して、新たな施策を講じなければならぬのではないかと。その点においても、債務償還を断念しなければならぬといふことを力説したのであります。ところで、先に政府が補正予算の大綱を新聞発表いたしました當時の案というものは、一向こういうふうな一般会計から外為特別會計に繰入れるというところは考えていないと、同時に又來年度におきましては、債務償還を見合はすといふふうなことがはつきりして参りました。これは現内閣が私どもの主張を取入れられて、誠に欣快に堪えない現象だと、こういうふうな私どもは考えておつたのであります。

恐らく今日私は端的にその真意を語るといふことができないといふことであらば、大蔵大臣はかくのごとき措置を講ずるといふことは、衷心から好んでやつておられないであらうと、こう私は思ふのであります。ところが、ドブジ氏の要請によりまして、大蔵大臣が非常な努力をされて、いろ／＼折衝をしておられたやうであります。その要請によつて突如として政府の原案とも言うべきかねての新聞発表當時には夢想だもしていなかつたところのこの一般会計からの繰入れが行われなければならぬといふふうな余儀ない事情になつたのであらうと思ひます。

恐らく当初政府は、日銀からの借入金で十分操作することのできることを、こういう考へ方をしておられたに違ひない。而もこれによつて大蔵大臣が口癖のように言つておられたところの減税をして、実質的な負担の軽減を圖るといふやうな意圖

を持つておられたのだらうと思ひますが、これがそうは参らんというふうになつてしまつた。而も大蔵大臣は、この委員会で先刻油井委員の質問に對しても、政府が当初考へたときには、この朝鮮事案というものを考慮のうちに考へてゐなかつた、朝鮮事案というものが発生して、そうして新たなインフレ要因というものが現われて来た、これを抑制することのために、よんどころなくかかる措置を講じなければならぬのだと、そこで思ひを新たにしたいといふことをおつしやつたのであります。私は今日のこのインフレの要因が若しあると、これを抑へなければならぬとするならば、これは單なる国内のどういつた金融操作で抑へることのできないものになつておると、どう思ふのであります。即ち今日若しその要因があるとすれば、それは國際情勢からもたらされておるものがあるといふことを考へなければならぬ。即ち、海外のおしなべての物価高という傾向が極めて顯著である。而も我が國では、輸出は相當上昇しましたけれども、これに見合ふところの輸入というものが一向はかばかしくなく、全く停頓状態にあるといふふうなことから、こういうふうな危機を擧げなければならぬといふことになつておるのである。單純なるかような金融操作でこれを抑へるといふようなことは間違ひで、むしろ輸入促進のために具體的な手を打つといふふうなことが遙かに私は効果は顯著になつて来るのではないかといふふうなところであつてあります。

○委員長(小串清一君) 別段御発言がないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。本案を、衆議院送付の原案通り可決することに賛成のおかたの御挙手を願ひます。

○委員(小串清一君) 多数と認めます。過半数を以て本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(小串清一君) 本院規則第百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願ひことに御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
大矢半次郎 山崎 恒
愛知 揆一 岡崎 眞一
黒田 英雄 九鬼紋十郎
小宮山常吉 小林 政夫
杉山 昌作

○委員(小串清一君) ちよつとここでお諮りいたしますが、先般議員派遣のことについて申し上げましたが、來國の新年の休会中に、租税及び金融に關する実情調査のために出張をしたいと、出張区域はできるだけ今までに行かなかつたところにして、關東、信越地方、中国地方、四國地方、時日及び期間は、一月の国会開会前約十日くらいに出発をして約一週間、人員は、議員の希望によりますが、できるだけ今まで行かなかつたかたを割当てたい、各班三名、三班として要求をしたと思ふのであります。この点につきまして、一切の交渉を委員長に御一任下さいますか。

○委員(小串清一君) それではさう決定いたします。

○委員(小串清一君) 私はそれは異議はないけれども、これはこの国会でやつてはいけないのではないですか。明日からあと又国会を召集したときに大蔵委員會を開かれて、そこでとくと御相談の上でやられては……。

○委員(小串清一君) 只今きまつたことについては、一月下旬に議院運営委員會で決定をせられることであると思ひますが、そのときに皆さんに集まつて頂く手数を省いて、甚だ恐縮でございますが、今お願いをしたわけであります。

○委員(小串清一君) それからも一つ御審議を願ひなければならぬことがあります。曾つて本院から衆議院へ要求した問題でありますが、國家公務員のための國設宿舍に關する法律の一部を改正する法律案、國家公務員のための國設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。第十條第七号を次のように改める。

七 國立國會圖書館長
七 二 衆議院事務局長及び參議院事務局長
七 三 衆議院法制局長及び參議院法制局長

附則
この法律は、公布の日から施行する。

これを議題に供します。

○委員(小串清一君) 別段御意見がなければ、質疑、討論を省略いたします。決定をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議なしと認めて、本案は決定をいたしました。なお本案に關する委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條により、質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認願ひことに御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
大矢半次郎 山崎 恒
木内 四郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
九鬼紋十郎 森下 政一
野澤 勝 小宮山常吉
小林 政夫 杉山 昌作
油井賢太郎 森 八三

○委員(小串清一君) 以上によりまして、本委員會に付託せられた諸議案は、ことごとく審議を了したわけでありまして、これを以て閉会いたします。

午後七時五十三分散會
出席者は左の通り。
委員長 小串 清一君
理事 大矢半次郎君 山崎 恒君 木内 四郎君

委員

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

九鬼紋十郎君

森下 政一君

野溝 勝君

松永 義雄君

小宮山常吉君

小林 政夫君

杉山 昌作君

高橋龍太郎君

油井賢太郎君

森 八三一君

木村福八郎君

兼岩 傳一君

池田 勇人君

大蔵大臣

大蔵政務次官

西川甚五郎君

大蔵省主計局次長

石原 周夫君

大蔵省主計局法規課長

佐藤 一郎君

大蔵省主計局給與課長

磯田 好祐君

大蔵省主税局長

平田敬一郎君

大蔵省銀行局長

舟山 正吉君

大蔵省理財局長

伊原 隆君

大蔵省理財局長

酒井 俊彦君

大蔵省理財局長

大久保太三郎君

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

十二月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業信用保険特別会計法案（予備審査のための付託は十二月七日）

一、日本輸出銀行法案（同）

本日本委員会に左の事件を付託された。

一、国家公務員のための国設宿舍に關する法律の一部を改正する法律案（案）

一、国家公務員のための国設宿舍に關する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に關する法律の一部を改正する法律

国家公務員のための国設宿舍に關する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第七号を次のように改める。

七 国立国会図書館長

七の二 衆議院事務総長及び参議院事務総長

七の三 衆議院法制局長及び参議院法制局長

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年一月五日印刷

昭和二十六年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所